

令和2年度教育委員会臨時会会議録

【日時】 令和2年8月25日(火)
【開会】 14時00分
【閉会】 17時04分
【場所】 教育文化会館 第6・7会議室

【出席委員】

教育長 小田嶋 満	教育長職務代理者 岡田 弘
委員 中村 香	委員 高橋 美里
委員 岩切 貴乃	委員 石井 孝

【出席職員】

教育次長 石井 宏之	
教育委員会事務局担当理事 総務部長事務取扱 亀川 栄	
教育政策室長 田中 一平	
教育環境整備推進室長 水澤 邦紀	
職員部長 石渡 一城	
学校教育部長 森 有作	
健康給食推進室長 鈴木 徹	
生涯学習部長 前田 明信	
総合教育センター所長 市川 洋	
庶務課長 榎本 英彦	
庶務課担当課長 瀬川 裕	
教育政策室担当課長 二瓶 裕児	
教育政策室担当係長 葛山 久志	教育環境整備推進室担当係長 後藤 健吾
健康給食推進室担当課長 大塚 裕司	生涯学習推進課担当係長 山口 祐太
健康給食推進室担当課長 北村 恵子	
健康給食推進室担当係長 小川 大輔	
生涯学習推進課担当課長 宮川 匡之	
生涯学習推進課振興係長 関 裕史	
庶務課経理係長 桑原 佑輔	
教育環境整備推進室担当課長 小田部 純子	
教育環境整備推進室担当係長 染谷 大海	
教育環境整備推進室担当課長 古俣 和明	
調査・委員会担当係長 長谷山 大介	
書記 間山 篤史	

【署名人】

委員 岡田 弘	委員 岩切 貴乃
---------	----------

※読みやすさ等のため、発言の趣旨を損なわない範囲で、重複表現、言い回しなどを整理しています。

(14時00分 開会)

1 開会宣言

【小田嶋教育長】

ただいまから、教育委員会臨時会を開会いたします。

2 開催時間

【小田嶋教育長】

本日の会期は、14時00分から17時00分までといたします。

3 会議録の承認

【小田嶋教育長】

6月の定例会及び7月の定例会の会議録を事前にお配りし、お目通しいただいていることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

4 傍聴（傍聴者 1名）

【小田嶋教育長】

本日は、傍聴の申し出がございますので、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに、異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

また、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第2条の規定により、本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

異議なしとして、傍聴を許可します。

5 非公開案件

【小田嶋教育長】

本日の日程は配付のとおりでございますが、報告事項No. 3、報告事項No. 4、報告事項No. 5、報告事項No. 6、議案第27号、議案第28号、議案第29号及び議案第30号は、議会の報告及び議決案件で、これから議会に提案する案件であり、意思決定過程にあるもので、公開することにより、公正かつ適正な意思決定に支障を生ずるおそれがあるため、これらの案件を非公開とすることによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定いたします。

なお、これらの議案・報告事項につきましては、議会での報告後は公開しても支障がないため、会議録には掲載させていただきます。

6 署名人

【小田嶋教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

岡田委員と岩切委員をお願いいたします。

7 報告事項 I

報告事項 No. 1 令和2年市議会臨時会及び定例会について

【小田嶋教育長】

まず、報告事項 I に入ります。

「報告事項No. 1 令和2年市議会臨時会及び定例会について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

【榎本庶務課長】

それでは、「報告事項No. 1 令和2年市議会臨時会及び定例会について」御報告させていただきますので、お手元の資料をごらんください。

表紙を1枚おめくりいただき、資料の1ページ目をごらんください。「令和2年第2回市議会臨時会議案概要及び会議結果」でございますが、これは、令和2年4月21日から4月23日まで開会されました市議会臨時会において、提案された全議案の一覧でございます。このうち、教育委員会関係の議案といたしましては、下段でございます、「第72号 控訴の提起についての市長の専決処分の承認について」でございます。本件につきましては、4月23日の本会議にお

いて採決が行われました。結果につきましては、賛成多数により原案のとおり承認されたものでございます。

続きまして、2ページ目をお開きください。「令和2年第2回市議会臨時会 代表質疑発言者および発言要旨」についてでございます。4月21日に各議案に対する代表質疑が行われましたが、資料上の記載は、各会派からの質疑の要旨を一覧にしたものでございまして、このうち、教育委員会事務局に対する質疑については着色をしております。なお、2ページに掲載している自民党、3ページの公明党からは、教育委員会事務局に対する質問はございませんでした。続きまして、4ページをお開き願います。みらいからの質問でございますが、ページ中央の「議案第72号教育委員会からの説明内容及び控訴に至った判断についての見解」、「議会への報告のあり方についての見解」、「控訴の理由及び獲得目標」などの質問がございました。なお、5ページには、共産党からの質問を掲載しておりますので、後ほどごらんいただければと存じます。

続きまして、6ページをお開き願います。「令和2年第3回市議会臨時会議案概要及び会議結果」についてでございます。こちらにつきましては、令和2年5月13日から5月15日まで開会されました市議会臨時会において提案された補正予算となっております。

続きまして、7ページをごらんください。「令和2年第3回市議会臨時会 代表質疑発言者および発言要旨」についてでございます。代表質疑につきましては、5月13日に行われ、資料上の記載は、各会派から質疑の要旨を一覧にしたものでございます。続きまして、8ページをお開き願います。教育委員会事務局に対する自民党からの質問となっておりますが、ページの上部にございます、「臨時休業期間における学校給食費の徴収、返還等の状況」、「余剰食材の取扱い」、「公益財団法人川崎市学校給食会と業者間の契約上の補償状況」などの質問がございました。なお、16ページまでは、補正予算に対する会派ごとの質問要旨を掲載しておりますので、後ほどごらんいただければと存じます。

続きまして、17ページをお開き願います。「令和2年第4回市議会定例会議案概要及び会議結果」でございますが、こちらにつきましては、令和2年6月1日から6月26日まで開会されました市議会定例会において提案された全議案の一覧でございます。このうち、教育委員会関係の議案につきましては、ページ中段及び下段に記載がございます、「第89号 川崎市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」と、「第100号 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について」でございまして、それぞれ、6月18日の本会議におきまして採決が行われました。結果につきましては、いずれの議案につきましても、全会一致で原案のとおり可決されたものでございます。

続きまして、19ページをお開き願います。「令和2年第4回市議会定例会 代表質問発言者および発言要旨」についてでございます。代表質問は、6月10日、11日の2日間で行われました。このうち、教育委員会事務局に対する自民党からの質問として、「緊急事態宣言の解除に伴うこれまでの対応経過と今後の対応策等について」、「新しい宮前市民館・図書館基本計画（案）について」、「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針に関する取組について」などの質問がございました。なお、次の20ページから23ページまでは、同様に各会派の質問要旨を掲載しておりますので、後ほどごらんいただければと存じます。

続きまして、24ページをお開き願います。「令和2年第4回市議会定例会 代表質疑発言者および発言要旨」についてでございます。当該質疑は、本会議期間中に追加で提案されました補正予算に対し行われたものでございます。

代表質疑につきましては、6月22日に行われ、教育委員会事務局に対する自民党からの質問として、「自主規制により露呈した課題」、「特別支援学校の生徒への対応についての評価」、「第2波に備えた親子のメンタル対策及び学校との情報共有への対応」などの質問がございました。なお、次の25ページから27ページまでは、同様に各会派の質問要旨を記載してございますので、後ほどごらんいただければと存じます。

続きまして、28ページをお開き願います。「令和2年第4回市議会定例会 一般質問発言要旨」についてでございます。資料上の記載は、一般質問の開催日ごとに発言者と要旨を記載した一覧になっておりまして、6月23日から6月26日までの4日間で行われました。教育委員会事務局に対しましては、市議会議員26名から32項目の質問がございまして、39ページまでは一般質問の要旨を記載しておりますので、後ほどごらんいただければと存じます。

また、これら代表質疑、代表質問、一般質問につきましては、川崎市議会のホームページに議事録が公開されておりますので、御案内申し上げます。

以上で、令和2年市議会臨時会及び定例会の報告を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

ただいまの説明から、本件は、令和2年市議会臨時会及び定例会で、教育委員会事務局から提案した議案の採決結果及び議会での質問要旨の御報告でございますので、この程度にとどめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No.1は承認といたします。

報告事項 No.2 市議会請願・陳情審査状況について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No.2 市議会請願・陳情審査状況について」の説明を、庶務課長、お願いします。

【榎本庶務課長】

それでは、「報告事項No.2 市議会請願・陳情審査状況について」御報告申し上げます。

お手元の資料を1枚おめくりいただきまして、1ページをごらんください。「市議会に提出された請願・陳情の審査状況」についてでございます。本日は、前回御報告をいたしました、令和2年5月26日開催の教育委員会臨時会以降に文教委員会で審査をされました、請願・陳情の件につきまして、御報告を申し上げます。

まず、「請願第13号 少人数学級の推進と小学校に英語専科教員の加配を求める請願」でござ

いますが、本件につきましては、令和2年6月12日に審査が行われました。また、「請願第1号義務教育に係る国による財源確保と、30人以下学級の実現をはかり、教育の機会均等と水準の維持向上、並びにゆきとどいた教育の保障に関する請願」でございますが、本件につきましては、昨年の6月に審査され、「継続審査」となっておりますが、請願第13号と第1号が、どちらも少人数学級という内容が重複していることから、請願第13号の審査と併せて審議となりました。

審査の結果でございますが、まず、請願第13号につきましては、「児童生徒の発達の段階に応じた学級担任制と教科担任制の在り方についての国の答申が今年度中に示され検討されることから、国の議論の動向を見守っていくべきである」などとして、「継続審査」となりました。

次に、請願第1号につきましては、「少人数学級の必要性は理解しているが、予算や運営、人的支援を確保できるといった裏づけが採択には必要であるため、第13号と同様に国の動向を見守っていきたいが、要旨の方向性については理解できる」などの意見がございまして、趣旨を採択するというので、「趣旨採択」となったところでございます。

資料の2ページ以降に、それぞれの請願書を掲載しておりますので、後ほど御参照いただければと存じます。

以上をもちまして、市議会請願・陳情審査状況についての報告を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

【小田嶋教育長】

ただいまの説明から、本件は、前回の報告以降に文教委員会に付託・審査された請願の御報告でございますので、この程度にとどめたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No.2は承認といたします。

何かお気づきの点などありましたら、事務局のほうにお尋ねいただければと思いますので、よろしくお願いたします。

8 議事事項Ⅰ

議案第26号 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価に係る報告書（令和元年度版）について

【小田嶋教育長】

続いて、議事事項Ⅰに入ります。

「議案第26号 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価に係る報告書（令和元年度版）について」の説明を、教育政策室担当課長、お願いします。

【二瓶教育政策室担当課長】

教育政策室でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、「議案第26号 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価に係る報告書」について御説明いたします。

お手元の議案書が「報告書」でございますが、クリップどめを外していただきまして、本日は「資料2」と右肩に振られております「概要版」、こちらに概要を取りまとめてございますので、こちらで御説明させていただきたいと存じます。

まず、「概要版」の表紙をおめくりください。

「はじめに」といたしまして、本報告書作成の趣旨等を記載するとともに、ページ下の点線の囲みに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の抜粋を記載しております。要約いたしますと、教育委員会に対し、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価を行うとともに、その結果に関する報告書の議会への提出及び公表を義務づけ、また、点検・評価にあたって、学識経験を有する者の知見の活用を図るものと規定されてございます。

本報告書につきましては、令和元年度における教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況につきまして、本市の教育に関する基本計画でございます「かわさき教育プラン」の進捗管理を目的とした自己評価を行いまして、学識経験者や公募市民等で構成いたします「川崎市教育改革推進会議」におきまして御意見をいただき、作成したものでございます。

それでは、1枚おめくりいただきまして、5ページをごらんください。「第1章 教育委員会の活動状況」でございます。昨年度は、定例会12回、臨時会8回の教育委員会会議を開催し、合計69件の審議を行っております。また、スクールミーティングなど、会議以外の活動状況も掲載してございます。なお、「資料1」の報告書本編のほうには「審議案件等一覧」を掲載してございますので、後ほど御確認いただきたく存じます。

続きまして、6ページをお開きください。「第2章 かわさき教育プランについて」でございますが、第2期実施計画の全体像といたしまして、プランの構成をお示ししております。現行の「かわさき教育プラン」は、平成27年度からおおむね10年間を対象期間として策定し、教育基本法に規定される「教育振興基本計画」として位置づけております。

対象期間を通じた「基本理念」といたしまして、「夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く」、また、「基本目標」といたしまして、「自主・自立」「共生・協働」と定め、その実現に向けての具体的な取組を、その下の囲みにございます8つの「基本政策」に整理しております。

次に、右側の7ページをごらんください。「第3章 かわさき教育プランの点検及び評価の項目」でございますが、「かわさき教育プラン」は、中段のピラミッド図のように、「基本理念・基本目標」の下、8つの「基本政策」、19の「施策」、46の「事務事業」で構成されております。このうち、具体的な点検・評価の項目といたしましては、「基本政策」から「事務事業」までを対象としております。

それでは、具体的に「基本政策」ごとに御説明してまいります。8ページをお開きください。「基本政策Ⅰ 人間としての在り方生き方の軸をつくる」でございます。なお、本日は、各基本政策の「主な取組成果」「主な課題」「教育改革推進会議における意見内容」及び「今後の取組の方向性」につきまして記載内容を要約し、御説明させていただきます。

それでは、はじめに「主な取組成果」でございますが、一つ目といたしまして、「キャリア在り方生き方教育」につきましては、「キャリア・進路指導担当者研修会」や「訪問研修会」等を実施

し、各学校における効果的な実践を支援いたしました。二つ目として、「かわさきパラムーブメント」につきまして、各種研修において説明を行うとともに、「教室でできるパラムーブメント」を開催し、多様性を尊重する教育の実践を支援いたしました。

次に、資料は9ページをごらんください。上段の囲みでございます「主な課題」でございますが、一つ目といたしまして、これからの時代に求められる資質・能力を育むために、カリキュラム・マネジメントの必要性が高まっていることや、三つ目の、児童生徒が自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫された「キャリア・パスポート」の作成に取り組む必要がございます。

ページ中段でございます、「教育改革推進会議における意見内容」でございますが、『自己肯定感』や『将来に関する意識』が低下しているため、『キャリア・パスポート』をうまく活用することで意識の向上につながることを期待している」、「自己肯定感」や「自己有用感」を高めるために、児童生徒に対して具体的に何を行うか改めて考察し、課題を引き出す必要がある」などの御意見を頂いております。

こうした課題や教育改革推進会議での御意見を踏まえまして、下段にあります「今後の取組の方向性」といたしまして、主なものでございますが、カリキュラム・マネジメントに取り組む際に、SDGs・ESDや「かわさきパラムーブメント」等への視点を取り入れられるよう、教職員への啓発、「キャリア・パスポート」としての機能を併せ持つページの追加や、児童生徒が自身の変容や成長を蓄積できるようファイルを作成して配布することで、自己評価できるよう支援してまいります。また、「かわさき共生*共育プログラム」の実施や、「キャリア・パスポート」を活用することで、「自己肯定感」や「自己有用感」を育ててまいります。

一枚おめくりいただきまして、10ページをごらんください。「基本政策Ⅱ 学ぶ意欲を育て、『生きる力』を伸ばす」でございます。

「主な取組成果」でございますが、二つ目の、「外国につながるのある児童生徒・保護者のための支援事業一覧」を作成・配布いたしました。四つ目の「GIGAスクール構想」の実現に向けて、校内ネットワーク環境の整備や、1人1台端末整備に向けた取組を進めました。また、五つ目といたしまして、「高等学校改革推進計画第2次計画」を策定いたしました。

次に、右側11ページ上段の「主な課題」でございますが、一つ目の、小学校における英語教育の充実や、四つ目の、学校給食費についての公会計化の実施に向けた取組、また、六つ目の「高等学校改革推進計画第2次計画」に基づき、魅力ある高校づくりに向けた取組の推進などが必要と考えてございます。

中段の「教育改革推進会議における意見内容」でございますが、「オンラインを活用した取組について、端末の支給と環境の整備を早急に進めてほしい」、「これからは対面式の教室での授業のみではなく、ICTを用いた授業開発が重要」などの御意見を頂いております。

「今後の取組の方向性」といたしましては、ALTの配置・活用や小学校英語強化教員（ERT）の派遣による指導体制の整備、中学校、高等学校における外国語指導力向上研修の実施などによる英語教育の充実に向けた取組の推進、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」の制定に伴い、教職員向けの指導資料等を作成し、自分のよさを認め、他者を大切にする教育活動を推進してまいります。また、令和3年度から給食費徴収に係る公会計化の実施に向けた具体的な取組を推進することや、令和2年度中に「GIGAスクール構想」の実現に向けて、校内ネットワーク環境の整備や、1人1台端末の整備に向けた取組、また、通信環境が整っていない御家庭に対しましては、家庭学習のための環境整備についての取組を進めてまいります。さらに、対面

式の授業とICTを活用した双方向のオンライン指導を確実に実施できる体制を構築するとともに、いずれの指導方式でも適切に実施できる人材を育成しながら学習環境を整備してまいります。

一枚おめくりいただきまして、12ページをごらんください。「基本政策Ⅲ 一人ひとりの教育的ニーズに対応する」でございます。

「主な取組成果」でございますが、一つ目の、特別支援学校のセンター的機能担当教員によりまして、通級指導を受ける児童生徒が在籍する小・中学校を訪問し、指導や助言を行うことで、学校間の連携強化や各学校の支援力の向上を図ったほか、三つ目の、不登校やいじめへの早期対応に向けて、児童支援コーディネーターのスキルアップに向けた研修の実施や情報共有を行いました。四つ目の、「特別の教育課程」の編成・実施などを通じて、日本語でのコミュニケーションに不安がある児童生徒等への支援を行ってまいりました。

次に、右側13ページ上段の「主な課題」でございますが、一つ目の、特別支援学校への進学が望ましい児童生徒の増加に対しまして、神奈川県教育委員会等の動向を見据えながら、受入枠拡充に向けて全市的に検討する必要があることや、三つ目の、いじめ・不登校児童生徒の未然防止等を図る必要があること、また、五つ目の、日本語指導が必要な児童生徒が近年、急増していることから、日本語でのコミュニケーションに不安がある児童生徒に対する支援を充実させる必要があることなどがございます。

中段の「教育改革推進会議における意見内容」でございますが、「不登校の未然防止の取組の効果の測定について、エビデンスベースの教育施策の一つとして、プログラムの改善に努めてほしい」、「不登校については、必ずしも学校復帰を目標とせず、多様な選択肢を準備することが必要」などの御意見を頂いております。

「今後の取組の方向性」といたしましては、不登校の未然防止の取組については、専門家の指導・助言を受けながら、エクササイズの開発や効果測定アンケートの活用について見直しと改善を行っており、各学校で組織的・計画的に実施できるよう支援を進めてまいります。不登校児童生徒につきましては、一人ひとりに寄り添った支援を行うとともに、適応指導教室については、自己肯定感を高め、将来的に、社会的自立につながるよう、児童生徒の支援を進めてまいります。また、日本語指導が必要な児童生徒及び保護者への支援といたしまして、日本語指導等協力者の派遣及び国際教室の体制を見直して、日本語指導の充実を図ってまいります。

一枚おめくりいただきまして、14ページをごらんください。「基本政策Ⅳ 良好な教育環境を整備する」でございます。

「主な取組成果」といたしましては、一つ目の、スクールガード・リーダーを20名配置するとともに、地域交通安全員を97か所に配置し、通学路の安全確保を図ったことや、二つ目の、学校施設の長寿命化・再生整備につきまして、校舎・体育館の改修工事を行い、教育環境の改善に向けた取組を進めたことなどがございます。

次に、右側の15ページ上段の「主な課題」でございますが、一つ目の、通学路や学校の防犯対策の充実や、児童生徒の防災意識を高め、学校の防災力を向上させる必要があるほか、二つ目の、学校トイレの環境整備につきまして、取組を確実に進める必要がございます。

中段の「教育改革推進会議における意見内容」でございますが、「通学路における危険箇所等について子どもの声を反映した施策を行うことが重要」、「ICT環境の整備や施設維持に向けた対応が求められる」などの御意見を頂いております。

「今後の取組の方向性」といたしましては、総合的な学習の時間における活動等で「地域安全

マップ」の作成を行うなど、危険箇所等を把握する取組を継続して行うほか、令和4年度までに全ての学校におけるトイレ快適化事業が完了するよう事業を進めること、また、令和2年度中を目途に校内無線LANの整備に向けた取組や、必要なICT環境の機能や周辺機器の検討を進めてまいります。

一枚おめくりいただきまして、16ページをごらんください。「基本政策V 学校の教育力を強化する」でございます。

「主な取組成果」でございますが、一つ目の、教職員事務支援員及び部活動指導員を活用するなど、「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」に基づく取組を推進いたしました。二つ目の、学校法律相談につきまして、弁護士を非常勤職員として任用し、学校の支援体制を構築いたしました。また、三つ目の、学校運営協議会の運営状況等の把握や運営支援を行いまして、また、四つ目の、教員育成指標に基づく研修計画を作成し、「eラーニング」の実施など、教職員の多忙化に配慮しながら、研修の質の転換を図ってまいりました。

次に、右側の17ページ上段の「主な課題」でございますが、一つ目の、引き続き、「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」に基づいて取組を進める必要があること、二つ目の、学校と地域との連携強化に向けて、学校支援の在り方について検討改善を行う必要があること、また、三つ目の、教員の育成について、研修の内容や方法のさらなる改善が求められていることなどでございます。

中段の「教育改革推進会議における意見内容」でございますが、「学校運営や働き方等の観点から、会議の内容や回数、目的などを見直し、新しい方法を考えていく必要がある」などの御意見を頂いております。

「今後の取組の方向性」といたしましては、教職員の負担軽減のため、ICTを活用した会議や研修等の在り方について検討するとともに、学校支援の在り方につきましては、「学校支援センター」の取組を推進することで、地域住民が学校支援に参加できる体制の充実を図ってまいります。また、コミュニティ・スクールにつきましては、学校の教育活動に合わせた効果的な運営がなされるよう支援してまいります。

一枚おめくりいただきまして、18ページをごらんください。「基本政策VI 家庭・地域の教育力を高める」でございます。

「主な取組成果」でございますが、一つ目の、PTAによる家庭教育学級の開催を支援し、家庭の教育力の向上を図りながら、従来の方法では、家庭教育学級に参加できなかった人々への支援となるよう、企業などと連携した事業を施し、四つ目の、寺子屋を新たに8校開校して55校に拡充し、さらに外国につながる子どもの学習支援を行う寺子屋先生の養成講座を開催するなど、地域の寺子屋教室の設置に向けた取組などを進めました。

次に、19ページ上段の「主な課題」でございますが、一つ目の、家庭が子育てにおいて抱える悩みや、教育や地域に関する課題は多様化しているため、家庭教育の推進に取り組む必要がございます。また、二つ目の、地域教育会議につきましては、川崎らしい地域教育ネットワークの今後の在り方について検討する必要があるものと考えております。

中段の「教育改革推進会議における意見内容」でございますが、「学校や家庭、地域の役割分担が必要であり、家庭や地域と協力して何ができるか考える必要がある」、「地域の方々との連携に際して、教員の勤務時間外の会議を求められることが多いので、教職員の働き方改革の視点から課題がある」などの御意見を頂いております。

「今後の取組の方向性」といたしましては、令和2年度から、モデル的に数か所の地域教育会議に、国が示す地域学校協働活動推進員を配置し、「地域学校協働本部」として機能させていくとともに、モデル校には地域教育コーディネーターを配置することで、事務局的な作業を教職員以外が担えるように取組を推進してまいります。また、寺子屋の運営を担う人材や団体の発掘・育成及び広報活動等を推進してまいります。

一枚おめくりいただきまして、20ページをごらんください。「基本政策Ⅶ いきいきと学び、活動するための環境づくり」でございます。

「主な取組成果」でございますが、一つ目の、市民自主学級や市民自主企画事業など、市民提案・協働での課題解決型事業を推進し、市民の力による地域の教育力とまちづくり力の向上を図りました。二つ目の、学校の特別教室の活用を推進する「K a w a s a k i 教室シェアリング」をスタートし、学校利用のアイデア出しを行うイベントや、コワーキングスペースとして利用する試験的な取組を実施しました。また、三つ目の、「新しい宮前市民館・図書館に関する基本的な考え方」を策定し、併せて、「今後の市民館・図書館のあり方」の策定に向けた基本的な考え方をまとめました。

次に、21ページ上段の「主な課題」でございますが、一つ目の、市民の主体的な学びや活動の場として、社会教育振興事業を継続して実施していくとともに、地域づくりとつながるための仕組みを構築する必要があること、四つ目の、新宮前市民館・図書館の移転・整備に向けた取組を進めるとともに、教育文化会館と労働会館の再編など、老朽化した社会教育施設について、施設整備に取り組んでいく必要がございます。また、五つ目の、「今後の市民館・図書館のあり方」につきまして、計画策定に向けた取組を進める必要があることなどがございます。

中段の「教育改革推進会議における意見内容」でございますが、「市民館が提供する『場』があることで、市民の活動参加が保障されているので、行政の支援の必要性を感じる」などの御意見を頂いております。

「今後の取組の方向性」といたしましては、社会教育振興事業につきまして、引き続き、自発的・主体的な学びや活動への支援を基礎としながら、学習の機会や情報の提供を充実させ、市民活動の活性化を目指してまいります。

労働会館を活用した川崎区の市民館につきましては、基本計画を策定するとともに、実施設計及び管理運営計画の策定に向けた取組を着実に進め、また、新宮前市民館・図書館につきましては、令和2年度に基本計画を策定し、基本・実施設計及び管理運営計画の策定などの取組を着実に進めております。さらに、「今後の市民館・図書館のあり方」につきまして、持続可能な社会の実現に向けた「人づくり」や「地域づくり」がされるよう、令和2年度の策定に向けた検討を進めてまいります。

一枚おめくりいただき、22ページをごらんください。「基本政策Ⅷ 文化財の保護・活用と魅力ある博物館づくりを進める」でございます。

「主な取組成果」でございますが、二つ目の、国史跡指定5周年を記念した多くの事業を実施し、「橘樹官衙遺跡群」につきまして、市民の理解を促進することができました。また、三つ目の、「日本民家園」において海外からの観光客誘致を積極的に行い、四つ目の、「かわさき宙と緑の科学館」におきまして、開館50周年記念に向けた記念事業の実施について検討を行ってまいりました。

次に、23ページ上段の「主な課題」でございますが、二つ目の「橘樹官衙遺跡群」につつま

しては、活用事業の参加者数が増加傾向にあることから、市民ニーズの高まりに応える必要がございます。また、三つ目の、生田緑地全体の魅力発信につながる事業展開や広報活動を推進することが必要であるとともに、五つ目の、市民ミュージアムの考古系収蔵品につきまして、東日本台風による浸水被害を受けたことから、早期に修復作業を進める必要がございます。

中段の「教育改革推進会議における意見内容」でございますが、「オンラインやSNSを組み合わせることで施設の展示内容を常時伝えていく工夫をするとよい」、「コロナウイルスの影響でリモートワークが当たり前となれば、地元の施設をアピールする絶好の機会となる」などの御意見を頂いております。

「今後の取組の方向性」といたしましては、「橘樹官衙遺跡群」につきましては、地域や学校と連携することで、保存及び活用を担っていく人材の育成を図りながら、市民ニーズの高まりに応じていくよう取組を進めてまいります。「日本民家園」及び「かわさき宙と緑の科学館」につきましては、ホームページやSNSを活用し、施設の展示や活動内容を発信することで、生田緑地全体の魅力を発信できるよう取組を進めていくとともに、「かわさき宙と緑の科学館」開館50周年記念に向けて記念事業の具体化を図り、関係機関と協議しながら準備を進め、プラネタリウムの利用促進を図ってまいります。

以上、報告書の概要を御説明いたしました。なお、本報告書につきましては、本日の委員会で可決をいただきました後、8月27日の文教委員会におきまして御報告するとともに、各区役所市政資料コーナーやホームページ等で公開する予定でございます。

すみません、最後に一点だけ資料の修正がございまして、申し訳ありませんが、「資料1」の57ページの上の「事業計画」の欄でございます。

「H30(2018)」の欄の中段の「地方会場での説明会等の広報活動や、大学推薦、教職経験・TOEIC等の資格を考慮した特別選考」が、こちらは選考試験の「選考」が、漢字が誤っておりました。訂正しておわびを申し上げます。修正箇所は以上でございます。

議案第26号についての説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

何か御質問等はございますか。

高橋委員。

【高橋委員】

内容についてはないんですけども、資料の作成の傾向として、働き方改革ではないんですけど、事務局の方の作業がもうちょっと減るのかなと思ったので、一言言いたいと思います。

報告書と概要版なんですけれども、基本的に内容は、報告書の「基本政策」のところを概要版のほうで少し分かりやすくして載せていただいていると思うんですけど、多分実際の作業としては、報告書の内容を概要版にデータをコピーして、項番をつけたりとか、いろいろ下線を引いたり、太字をしたりと、分かりやすく工夫していただいているとは思うんですけど、内容が同じで、かつ概要版のほうが見やすくなっているのであれば、この概要版の見やすさをこちらの報告書の方に反映して、それをコピーするのではなくて、そのまま抜粋みたいな感じで切り取って概要版をつくるというふうにしたほうが、間違いもないですし、事務局の方々の作業も減るのかな

と思ったので、今回ではなくて、来年度以降の作成をするときの、事務作業の効率化ということで、御検討いただければというふうに思いました。

【小田嶋教育長】

その点はいかがでしょうか。

【二瓶教育政策室担当課長】

かしこまりました。ありがとうございます。

極力、概要版ということで分かりやすくと思ひまして、今回こちらを作成させていただきましたけれども、今回、併せて文教委員会等の資料等もございまして、これだけの膨大な資料をつくっているという状況でございます。

今、委員のほうから御指摘いただきました省力化といいますか、そういった視点も踏まえまして、今後検討させていただきます。どうもありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

ほかに。もう一点ですか。

【高橋委員】

すみません、もう一点ありまして、「基本政策Ⅷ」のところで、「かわさき宙と緑の科学館」の開館50周年記念が来年度、ということになっていると思うんですけども、このコロナの状況はなかなか難しい中で、その辺りの来年度の記念式典への影響みたいなものというのは、何かもう検討されている感じでしょうか。

【二瓶教育政策室担当課長】

具体的なところというのは、実はこの先またコロナというのがどうなっていくのかということが見通しが立たないというところがありまして、ほかの事業でもそうですけれども、ある程度計画的に進めていくところは進めていきながらも、今後もそういった社会情勢であるとか、コロナだけではなくて、また新しいものが起きるかも分かりませんが、そういったものを見極めながら、逐一そこで整理していきたいと思ひますので、まずは、計画があるところにつきましては、そういった状況も鑑みながら進めていくということを前提に取り組んでまいりたいと考えております。

【高橋委員】

もちろんある計画を、事態が分からなくなるので進めていくという方法もありますし、もうコロナはあるんだから、今までとは全然違うやり方を川崎で見せていこうよという、一歩先に進んだというか、そういう考えもあるので、どちらの方向性、両方の方向性で考えていただければいいのかな、というふうに思ひました。よろしくお願ひします。

【二瓶教育政策室担当課長】

かしこまりました。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがですか。

中村委員。

【中村委員】

私は今、高橋委員が最後におっしゃったことがとても大事だと思っております。こういう行政の仕事というのは、そのときの計画どおりにする。今回のであれば、平成27年から令和7年までの10年を対象とした計画に対して、どういうふうに執行していくか、ということ点を点検・評価していらっしゃると思うのですが、教育改革推進会議の御意見のほとんどがICTとコロナに関することであることからも分かるように、もう価値観を変えてやらなければ、多分うまくいかない部分というのがあると思います。

学校に関しては、「GIGAスクール構想」が入っていたと思うのですが、例えば地域との連携とか、社会教育では、どのようにICTを活用していくか、ということは検討されているのでしょうかということと、もう一つは、8ページのところで、社会参画に関する意識とか、チャレンジ精神ということがあまり子どものところで高くないのですが、今のような、社会参加がしにくい、社会教育ってはっきり言って3密ですから、そういう中で、社会参加に対する意識とかはどうやって育てていく予定であるのかということ、計画されていることなどがありましたら、教えていただきたいと思っております。

【二瓶教育政策室担当課長】

まず、ICT化等につきましては、学校教育、社会教育のみならず、市全体としまして、デジタル化の方向性が現在検討されております。当然、教育改革推進会議委員から様々な御意見を頂いている中で、今、中村委員がおっしゃったように、確かにそういった御意見が多数寄せられております。

今後の新しい生活様式であるとか社会変容を見据えて、我々もがらりと変わるような時代の転換期を迎えているのかなと思っております。今後の計画、例えば第3期の策定であるとか、次年度の予算要求に向けて、というところで、こういった御意見なんかも加味しながら、それから市全体のデジタル化の方向性にも乗りながら、進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、社会参加に関する意識のところ、非常にここは数値が上がっているとはいえ、現実的に低くなっているこの50%台、ましてや平成29年度代ですと40%台と29%台ということもございまして。こういったところ、まさに「人間としての在り方生き方の軸をつくる」というところでの「キャリアノート」の活用であるとか、まさに今「キャリア・パスポート」というのがございまして、実物がこちらにあるのですが、この「キャリア・パスポート」は、子どもたちがノートに書くだけではなくて、実はこのパスポートは点線で切れるようになっていて、携行できるような形になっております。これだけではないのですが、いろんなこういった取組を進めながら、今、ここの数値で上がっているかな、ということで満足するわけではなくて、さらなる高見を目指していきたいと、教育委員会一丸となって、こういったところをしっかりと進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

よろしいでしょうか。ほかにはいかがですか。
石井委員、お願いします。

【石井委員】

「安全・安心で快適な教育環境の整備」ということで、学校の防犯であるとか、努力されていらっしゃるということがよく分かりました。

1つ、子どもたちの防災意識を高めるということは、ハード面でのいろいろな建物であるとか、システムであるとか、そういうことの充実というのも大切なんですけれども、防犯マインドを高めるには、「避難訓練」というのは重要な分野というか、手段なので、訓練をやっていらっしゃると思うんですが、こういった報告書の中にも、加えていかれたほうがいいと思いますし、子どもたちが、どういうところに危険があって、どういうふうに行動しなきゃいけないか、というのは、なかなか身につかないですから、訓練というのは大切だと思いますので、その点は今後、課題の中にも、意識を高めるというところがありましたので、それを高める一つの方法として、ぜひ取り入れてほしいな、というふうに思います。

以上です。

【小田嶋教育長】

中村委員。

【中村委員】

今の防犯と安全に関することで、訓練はとても大事だと思うのですが、もう一つは「地域との連携」だと思います。例えば、「子ども110番の家」というのは各地にありますけれども、実際に何かがあったときに、「子ども110番の家」に入ろう、という子どもはなかなかいないですね。その家に誰が住んでいるか分からないところに駆け込むことはできません。それで、私の大学がある玉川学園では、児童館が主催して、ハロウィンのイベントと合体して、「子ども110番の家」の人たちがお菓子を持って出てくれる企画をしました。子どもたちが周っていくときに、「子ども110番の家」の人たちがお菓子をくれると、このやさしいおじさんとおばさんがこの家に住んでいるんだ、ということが分かり、その家に入りやすくなります。

ですから、「地域との連携」では、本当にどういう人が住んでいるかということを子どもたち自身が分からなければ、安全というのはなかなか高めていけないのかな、と思うので、ぜひ連携をしていただけるとありがたいと思います。

【二瓶教育政策室担当課長】

防災の件で今、中村委員、石井委員からもありましたように、自助・互助・共助ではないですが、「顔の見える関係」というのは非常に大事だということもございますので、今後、そういった視点も、防災研究推進校は校数を増やしたりもしていますけれども、そういった中身を所管とも調整しながら、取り組めるように検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょう。

岩切委員。

【岩切委員】

防災のところで、いろんな訓練や何かのことで質問なんですけれども、昨今、いろんな災害が起きているんですけれども、災害はどういったことを想定しているんな訓練をしていたり、あるいは、最近人災的なもの、人が起こすようなものもかなりありますので、どんなことを実際にやっているかというのを、差し支えない範囲で教えてください。

【二瓶教育政策室担当課長】

実際のところ、学校現場では各それぞれ、例えば学校の近くに急傾斜地があるとか、がけ崩れの危険があるとかで、ちょっとそこは変わってくるのかな、とは思ってますけれども、今、事務局側のほうでは、基本的に震災対策と、やはり令和元年東日本台風を受けての水害対策といえますか、そういった計画策定等に取り組んでいるところです。個別具体的な学校の訓練のところは、先ほど「顔の見える関係」が必要だとか、いろいろお話をさせていただきましたけれども、実情に応じた取組がなされているものと考えておりますけれども、すみません、ちょっと今ここで具体的なところは分かりかねてしまいます。申し訳ございません。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。所管の健康教育課の担当のほうからまた、必要でしたら少し御説明させていただきます。

ほかにはよろしいでしょうか。

岡田委員。

【岡田教育長職務代理者】

一つ教えていただきたいんですが、この報告書の読者ということではいかどうか分かりませんが、これを読む対象は、何歳ぐらいまでを念頭にこれが書かれているんですか。

【二瓶教育政策室担当課長】

特にターゲットといいますか、年齢を絞ってというところではなく、市のホームページとして公に公表するというような形で、特にターゲット層を絞ってということはないつもりで、こちらは概要として取りまとめさせていただいたつもりでおります。

【岡田教育長職務代理者】

分かりました。ありがとうございます。

これからのことを考えていくと、「GIGAスクール構想」等で、もしかすると、小学生や中学生の中で、こういった資料を見て、何か授業の中に使うというのも、これからですよ、可能性も

あるのかなというふうに思ったときに、できるだけ分かりやすく、言葉を、やさしい日本語じゃないんですけど、できるだけ義務教育が終わった段階ぐらいでも読みこなせる、ちょっと難しいんですけども、言い方が。できるだけ平易にというか、と同時に、例えば国の概要版はとてもビジュアルライズしていて、見た瞬間に全体がぱっと分かるようにしているかというふうに思いますので、これからのことを考えたとき、そんなことも少し頭に置きながらいくのも方法かなとか、これの英語版は出るのかなとか、お話を聞きながら、今必要という意味ではないですけども、そんなことをふと思いましたので、ちょっと感想みたいになってしまって申し訳ないんですが、そういうふうに考えました。

以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、議案第26号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第26号は原案のとおり可決いたします。

【小田嶋教育長】

傍聴人の方に申し上げます。

会議開催当初にお諮りして決定したとおり、これからは、非公開の案件となりますので、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方は御退室くださるようお願いいたします。

<以下、非公開>

9 報告事項Ⅱ

報告事項 No.3 「川崎市総合計画」第2期実施計画・中間評価結果及び令和元年度事務事業評価結果について

【小田嶋教育長】

次に、報告事項Ⅱに入ります。

「報告事項No.3 『川崎市総合計画』第2期実施計画・中間評価結果及び令和元年度事務事業評価結果について」の説明を、教育政策室担当課長、お願いいたします。

【二瓶教育政策室担当課長】

引き続き、どうぞよろしくお願ひいたします。

「報告事項No. 3 『川崎市総合計画』第2期実施計画・中間評価結果及び令和元年度事務事業評価結果について」御説明させていただきますが、資料がつづりひもでつづっているのと、東でございますので、恐れ入りますが、確認させていただきますと、お配りしている資料は、「教育委員会資料」とA4、1枚で記載しているものから、ホチキスどめの右肩に「資料1」、その次に、このつづりひもでまとめております「資料2」、それから、左2か所のホチキスどめの「資料3」と「参考資料」がございます。よろしいでしょうか。

それではまず、はじめに、この資料の中で「資料2」をごらんください。

目次のページから5枚ほどおめくりいただきまして、そうしますと、下にページ番号が振られてきてございます。1ページ目から「川崎市総合計画について」、2ページの「1 川崎市総合計画の概要」、こちらから御説明させていただきますので、2ページをお開きください。「川崎市総合計画」は、全ての行政計画の基本となるものでございます。

総合計画につきまして簡潔に御説明いたしますので、右側3ページをごらんください。平成28年3月に策定された本計画につきましては、中段の図表にございますように、30年程度を展望した「基本構想」、おおむね10年を対象とした「基本計画」、それから、4年ごとの「実施計画」の3層構造となっております。今回の評価対象となっております「第2期実施計画」は、平成30年度から令和3年度の4か年を計画期間としております。

また、図表の右側にお示しのとおり、政策体系につきましては4階層に分かれております。

次に、4ページをお開きください。「基本構想」には、上から「めざす都市像」「まちづくりの基本目標」の下に、黒地で白抜き5つの「基本政策」が定められております。

また、その下に属する白いボックスが23の政策となっております。このうち、「基本政策2 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり」に連なる「政策2 未来を担う人材を育成する」、「政策3 生涯を通じて学び成長する」に教育委員会関連の6つの「施策」が位置づけられ、その下には、42の「事務事業」が位置づけられております。

また、「基本政策4」の「政策8 スポーツ・文化芸術を振興する」につきましては、市民文化局が所管いたします施策でございますが、本施策に教育委員会関連の「事務事業」が4つ含まれております。先ほどの42の「事務事業」と合わせて、合計で46の「事務事業」が教育委員会関連として位置づけられております。

次に、おめくりいただきまして、7ページをお開きください。「施策」の評価につきましては、市の取組とその効果との関係を中期的な視点で検証し、効果的に次期計画や「事務事業」の見直しにつなげるため、2年に一度実施し、「事務事業」の評価につきましては、毎年実施するものでございます。今回は、第2期実施計画の2年次目といたしまして、「施策」の中間評価及び「事務事業」の評価の両方を実施するものでございます。

恐れ入ります。戻りまして、「資料1」をごらんください。『川崎市総合計画』第2期実施計画・中間評価結果及び令和元年度事務事業評価結果について（教育委員会事務局）」でございます。

こちらは、「1 趣旨」にあるとおり、「川崎市総合計画」第2期実施計画における、教育委員会事務局が所管する施策及び事務事業の評価結果をまとめたものでございます。

「2 『川崎市総合計画』第2期実施計画・中間評価結果（概要）」についてでございますが、先ほど御説明したとおり、教育委員会が所管する「施策」は6施策ございまして、「順調に推移している」ものが1施策、「一定の進捗がある」ものが4施策、「進捗は遅れている」ものが1施策

ございます。

1枚おめくりください。「施策」の配下でございます「事務事業評価結果」でございます。教育委員会が所管する46事業におきまして、「目標をほぼ達成」したものが43事業、「目標を下回った」ものが3事業ございました。この目標を下回った3事業につきまして御説明いたしますので、飛びまして、「資料3」をごらんください。「令和元年度の主な事務事業の評価結果一覧」でございます。なお、「資料3」では一覧表として取りまとめておりますけれども、各事業の詳細につきましては、その後ろに「参考資料」として取りまとめておりますので、こちらにつきましては後ほど御参照ください。

それでは、「資料3」の5ページ目、左側の通し番号でいいますと「36」番の「地域の寺子屋事業」につきましては、目標設定時には、平成30年度になりますが、開設数目標77か所として、次年度以降、順次、拡充を図る計画としておりましたが、地域や学校の実情に合わせて進めるということで、立ち上げに向けた準備期間が必要であったことなどが原因から、目標の開設数には届かず、令和元年度までに現在55か所の開設となり、「目標を下回った」ことを表す「事業の達成度」を「4」といたしました。

次に、6ページをお開き願います。通し番号でいいますと左側の「42」番の「日本民家園管理運営事業」及びその下の「43」番、「青少年科学館管理運営事業」につきましては、いずれも目標の来園者数・来館者数を下回ったことを踏まえまして、「達成度」を「4」としております。両事業とも、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴う休園・休館期間もございましたが、総合計画のこの第2期実施計画の計画策定時に具体的に計画期間内の各年度において利用者数の増加を明記しておりましたが、昨年度に限らずに一昨年度におきましてもその目標を下回ったということもございまして、このたび「4」としたものでございます。

『川崎市総合計画』第2期実施計画・中間評価及び令和元年度事務事業評価結果について」の説明は以上でございまして、本評価結果につきましても、8月27日の文教委員会におきまして御説明を行う予定でございます。

政策室からの説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

御質問等はございますか。

中村委員、どうぞ。

【中村委員】

それぞれ「4」だったところに関して、今年どのような改善を図っていかれる御予定でいらっしゃるのでしょうか。というのは、なかなかコロナ禍では難しい内容になっている気がしておりますけれども。

【二瓶教育政策室担当課長】

コロナ禍におきまして、例えば、「かわさき宙と緑の科学館」なんかでいえば、「おうちでプラネタリウム」ということで、SNSなんかを発信してございまして、そういったところをぜひ見ていただいた方が、そういったコンテンツを目の当たりにして、ぜひ現地で実物を、というふう

に行動していただけたらありがたいなと思ひまして、そういったところでのSNS上と申しますか、ホームページ上での見やすさであるとか、来たくなるような、そういった工夫を引き続き取り組んでまいりたいと考えております。ただ、このコロナの状況が今後も、ちょっとどうなるかというところはございますけれども、可能な限りそういった取組に推進していければと考えております。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。

高橋委員。

【高橋委員】

「資料2」のほうの21ページに、教育委員会に関係がある「施策2-3-2」についての評価が載っているんですけど、これについて何か御説明いただけるとありがたいです。

【二瓶教育政策室担当課長】

こちらは、市全体で、この「施策」の評価にあたりまして、幾つか事業を抽出して川崎市の政策評価委員会という外部委員会のほうにお諮りしたものでございます。今回、「進捗が遅れている」と事務局側で判断したこちらの事業につきまして、外部委員の方からもこちらの評価結果について、「C」というところは妥当であると。ただ、一方で附帯意見といたしまして、様々な取組、「コミュニティカフェの運営」等をはじめとしたそういった取組については、定性的な視点からは評価できる、であるとか、あと市民館・図書館については、特にターゲット層を設定するなど、集中的にアプローチするなどのメリハリもあるんじゃないかとか、そういったまず「C」というところを妥当という判断をいただいたところと、このような附帯意見を頂いたところでございまして、こちら市全体で全部の事業を外部評価できないのですが、幾つか抽出した形で御意見を頂いたところでございます。こういった頂いた御意見につきましては、ぜひ事務局としても重く受け止めながら、次の計画の策定時であるとか、念頭に置きながら進めていきたいとこのように思っております。

【高橋委員】

附帯意見のところ、一定の評価をいただきながらもいろいろ具体的なことがたくさん書かれていたので、そちらのほうもいろいろ検討いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

【小田嶋教育長】

ほかにはよろしいでしょうか。

岩切委員。

【岩切委員】

質問なんですけれども、寺子屋事業のほうで、77か所のおつもりが55か所しかできなかったという話が今、御報告がございまして、「参考資料」の72ページのところに詳しい評価シート

がありまして、こちらを拝見していたところなんですけれども、実現できなかったということは多分、予算をそれほど使わずにいるような状況かと思われるんですけれども、この予算は今後はどういうふうにしていくかというのを教えていただけますでしょうか。

【二瓶教育政策室担当課長】

この事業で使わなかった予算を単純にほかに流用するとかということではなくて、あくまで寺子屋事業としてこちらは査定といいますか、つけていただいた予算でございますので、我々事務局側としてもちょっと高き目標があるんですけれども、ここに向けて何とか開設数を増やすといいますか、目標達成に向けたところで進めていきたいというふうに考えております。

【田中教育政策室室長】

すみません、若干、補足させていただきます。

寺子屋につきましては、一応、4年間で全校開設をしたいという目標というか、思いがございまして、年々その開設の目標数を増やしていっているという状態でございます。ただ、実際に運営していただくのは地域の方々で、相手があることですので、無理やりに押しつけということではなくて、いい事業ですよ、やるとすごくやりがいがありますよ、というところで、宣伝をしていながら団体が育って行って、コーディネーターが育って、という形に自然に開校していただけることが一方では望ましいと考えておまして、ですので、年々実は予算額と執行額で乖離が進んできているという状況がございますので、今年度の予算につきましては、若干見直しをさせていただいて、開拓をしながら立ち上がっていく状態というのは、年度当初から全部の目標数に対する予算を見ていたんですけど、例えば12月からとか、年度の後ろのほうで立ち上がる想定で、若干ちょっと予算を調整させていただいている経緯がございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはよろしいですか。

それでは、報告事項No. 3について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 3は承認いたします。

報告事項 No. 4 公益財団法人川崎市学校給食会の経営状況について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 4 公益財団法人川崎市学校給食会の経営状況について」の説明を、健康給食推進室担当課長、お願いいたします。

【大塚健康給食推進室担当課長】

健康給食推進室でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、「報告事項No. 4 公益財団法人川崎市学校給食会の経営状況について」、御報告いたします。

「報告事項No. 4」と書かれた資料の1ページをごらんください。はじめに、「I 法人の概要」の「1 設立年月日」でございますが、設立年月日は、平成24年4月1日でございます。なお、旧財団法人川崎市学校給食会の設立年月日は、昭和33年5月1日でございます。

次に、「5 目的」でございますが、「川崎市立学校の学校給食に関する事業を行うことにより、成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育を推進し、豊かな市民生活に寄与すること」を目的としております。

次に、「II 令和2年度の事業計画に関する書類」について御報告いたします。「1 事業計画の概要」でございますが、給食物資を共同購入することにより、品質のよい給食物資を安い価格で購入し、学校給食の充実発展と円滑な運営を図るため、「(1) 給食物資の調達に関する事業」をはじめとして、「(2)」から「(5)」まで具体的な事業内容を記載してございます。

次に、2ページをごらんください。「2 予算書」でございます。左から項目といたしまして、「科目」、「予算額」、「前年度予算額」、「増減」、「備考」となっておりますが、一番左の「科目」と「予算額(A)」の欄をごらんください。「I 一般正味財産増減の部」の「1 経常増減の部」でございますが、「(1) 経常収益」につきましては、「ア 基本財産運用益」から「カ 雑収益」までで構成されており、「経常収益計」として本表中段の記載にしておりますが、「予算額」として54億4,695万9,000円を見込んでおります。次に、「(2) 経常費用」でございますが、「ア 事業費」から、3ページにお進みいただき、上から3行目の「イ 管理費」を合わせた経常費用の合計額につきましては、3ページ本表中段の「経常費用計」として、54億4,695万9,000円を見込んでおります。

次に、4ページから5ページにかけて、「3 予算書内訳表」を掲載してございますので、御参照いただければと存じます。

次に、6ページをごらんください。「III 令和元年度の決算に関する書類」について御報告いたします。これから御報告いたします各財務諸表につきましては、公認会計士等による指導の下、平成20年12月から施行された、国の新公益法人制度下における公益法人会計基準に沿った財務諸表に整えております。それでは、事業実績について御説明いたします。

「1 事業の実績報告」でございますが、令和元年度に実施いたしました「(1) 給食物資の共同購入」、「(2) 給食物資に関する調査研究」、「(3) 学校給食の普及奨励に関する事業」の各事業の実施状況を記載させていただいております。

次に、「2 貸借対照表」でございます。左から、「科目」、「当年度」、「前年度」、「増減」となっており、「当年度(A)」欄が令和元年度の決算額、「前年度(B)」欄が平成30年度の決算額でございます。一番左の「科目」と、「当年度(A)」の欄をごらんください。はじめに、「I 資産の部」といたしまして、「1 流動資産」と「2 固定資産」を合わせた資産の合計は、7ページにお進みいただいて、上から7行目に記載の「資産合計」5億1,843万2,315円となります。次に、「II 負債の部」といたしまして、「1 流動負債」と「2 固定負債」を合わせた負債の合計は、本表の下から9行目の「負債合計」1億4,894万2,574円となります。したがって、「III 正味財産の部」といたしまして、今申し上げた「資産合計」5億

1, 843万2, 315円から「負債合計」1億4, 894万2, 574円を差し引いた正味財産の合計は、本表の下から2行目に記載の「正味財産合計」3億6, 948万9, 741円となります。

次に、「3 正味財産増減計算書」でございます。当該計算書は、「貸借対照表」に記載されている正味財産の増減を表す計算書でございます。本表の「当年度(A)」の欄をごらんください。「1 一般正味財産増減の部」、「1 経常増減の部」といたしまして、「(1) 経常収益」の合計でございますが、8ページにお進みいただいて、上から8行目の「経常収益計」49億8, 363万2, 754円となります。「経常収益」の内訳といたしましては、「事業収益」に「給食費予納徴収金」と記載のある保護者から納められる学校給食費のほか、本市からの補助金や委託金、雑収益等でございます。次に、「(2) 経常費用」の合計でございますが、9ページにお進みいただいて、上から16行目に記載してございます「経常費用計」49億8, 981万2, 554円となります。「経常費用」の内訳といたしましては、給食物資代金のほか、学校給食会職員の給料手当、衛生検査費等でございます。次に、「当期一般正味財産増減額」につきましては、本表下から8行目の「当期一般正味財産増減額」欄に記載されておりますが、令和元年度は、617万9, 800円の減となります。これに、次の段の「一般正味財産期首残高」3億7, 466万9, 541円を加算した、「一般正味財産期末残高」は、3億6, 848万9, 741円となります。この「一般正味財産期末残高」に「II 指定正味財産期末残高」100万円を加えた「正味財産期末残高」は、本表の一番下の行にございます「III 正味財産期末残高」3億6, 948万9, 741円となります。

次に、「4 正味財産増減計算書内訳表」につきましては、9ページの下から11ページまで掲載してございます。当該内訳表は、給食物資に関する事業費の「公益目的事業会計」と、管理的経費である「法人会計」等を掲載したものでございますので、御参照いただければと存じます。

次に、12ページ及び13ページには、「5 財務諸表に対する注記」を、14ページには「6 附属明細書」を、15ページには「7 財産目録」を掲載しておりますので、御参照いただきたいと存じます。

以上で、「公益財団法人川崎市学校給食会の経営状況について」の報告を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

御質問等あればお願いいたします。

高橋委員、どうぞ。

【高橋委員】

すみません、大きな理解はこれで合っているかを教えてください。

決算についてなんですけれど、「3 正味財産増減計算書」で見ると、ここ大きく考えて「I」の「1」の「(1)」の「ウ」、7ページにある「給食費予納徴収金」というのが、保護者から集める給食費で、大体それに対応するものが、8ページの「(2) 経常費用」、「ア 事業費」のところにある「給食物資代金支出」というところがあると思うんですけれど、それが多分、給食の材料費で、それが大体、給食費と同じぐらいになっていて、この「給料手当」から下のそれ以外のも

のの支出が、7ページというところ「受取市補助金」とか、そういうところで賄われているという大きな理解で合っていますか。

【大塚健康給食推進室担当課長】

おっしゃるとおりでございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはございますでしょうか。

岩切委員。

【岩切委員】

人数について確認させてください。1ページ目のところに、「役職員数」というのがございまして、「常勤合計」、「非常勤合計」があるんですけども、「役員数」と「職員数」は、これはそれぞれということになるのでしょうか。

【大塚健康給食推進室担当課長】

おっしゃるとおりでございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

中村委員。

【中村委員】

いつだったかちょっと記憶にないのですが、タニタと学校給食が連携して何か川崎市でやっていたような気がするのですが、そういう企業とかとの連携というのはこれからもやっつけられる予定なのでしょうか。といいますのは、公益財団法人ということは、企業とか個人とかが寄附をすれば税制の優遇措置があるわけです。公益財団法人は、この場合は親御さんが支払う部分と、あと市の部分で基本的には賄われていますけれども、寄附とかを考えていくこともできるのではないかなと思いました。タニタのときはどういうふうにしたのかとか、今後について教えていただければと思います。

【北村健康給食推進室担当課長】

企業連携の食育として、株式会社タニタと包括協定を市が結んでおりましたので、中学校給食の実施を契機に、本市教育委員会として連携事業に取り組んでおります。給食会としては、特にタニタとの企業連携の中で何かやるということについては、物資調達に関わっていただいているというような状況になります。

今後、企業との連携につきましては、教育委員会が主体として今、タニタとはやっておりますけれども、ほかの企業との連携が考えられないか、また、それに代わる食育事業ができないかということは今、検討しているところです。給食会といたしましては、食育としては今、愛南町のほうと魚食の食育として、納品業者さん、登録業者さんの間に入っていただいて、そういう漁協

組合と連携したような事業が、2校ほどではございますけれども、実施しているところです。それに関しては、事業者さんのほうでこちらに来ていただく交通費とか、子どもたちに媒体として活用するお魚類とかについては、全て向こう持ちで出前授業的なことで、間を給食会が持ちまして、実施しているというような状況でございます。

以上です。

【中村委員】

給食が順調に進んできましたら、いろいろそういう展開も考えていただけるとありがたいかなと思います。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

ほかには。

岡田委員。

【岡田教育長職務代理者】

ちょっと教えてください。この経営状況の中には、例えば、子どもたちに出す食器のこととか、それから実際に調理する、学校でやる場所もあれば、センターでやる場所もあるというふうには思うんですけども、その調理器具とかの予算とかというのはどこに出ているのですか。

【大塚健康給食推進室担当課長】

今、御質問のありました食器とか調理器具につきましては、こちらのほうではなくて、私ども市のほうで用意する形になっております。

【岡田教育長職務代理者】

調理器具も。

【大塚健康給食推進室担当課長】

そうでございます。

【岡田教育長職務代理者】

了解しました。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがですか。

石井委員。

【石井委員】

給食費の徴収不納であるとか、支払い拒否家庭があるのか、その場合にその金額の補填はどういうふうになっているのか、もし分かれば教えていただきたいです。

【大塚健康給食推進室担当課長】

給食費につきましては、毎年、残念なことに納めていただけない、何かしらの事情で納めていただけないといった事例がございます。そちらにつきましては、令和元年度におきましては、令和元年度中は学校のほうで徴収しているところなんですけれども、年度が変わりましたら、給食会のほうで学校と協力しながら徴収していくところでございます。

金額については、7月10日現在なんですけれども、徴収率として99.87%で、未納金額が648万6,811円で、未納者数が233人、小学校53人、中学校180人でございます。

【小田嶋教育長】

岩切委員。

【岩切委員】

こちらのほうは、令和2年度の事業計画と、その経営状況の進捗に関して、という報告だと思うんですけれども、今回このコロナの関係で当初の予算から大きく増減という数字がこの現在の数字というところにあらわれているということなのではないでしょうか。ちょっとそのコロナの関係のところ、多分、例えば今年の4月だったり、学校が随分お休みになっていたと思うんですけれども、その辺りというのはいくら辺りの数字で出ているかという簡単に御説明いただけないでしょうか。

【大塚健康給食推進室担当課長】

経常収支の減少につきましては、主に給食物資の購入資金が、先ほど五十何億というお話もございまして、コロナの影響というよりは、学校給食のほうは市のほうで決定した献立に従って3か月ぐらい前から決定して、物資を納入していくと。その際にあたって、1食あたり、例えば小学校ですと270円、中学校ですと320円の物資の合計となるような単価を設定しているところなんですけれども、入札実施後の価格が、それと比較しまして、ちょっと若干高値で推移してきたこともございまして、先ほど670万円ぐらいの減ということで申し上げたんですけれども、そういったような状況になっているところでございます。

【岩切委員】

ちょっと質問を変えたいと思います。1ページ目のところにあります「給食予定回数」というところで、小学校187回、特別支援学校183回、中学校1・2年生165回、3年生155回というのは、これは当初の予定の回数なのか、このままなのか教えていただけますか。

【大塚健康給食推進室担当課長】

申し訳ございません。こちらは当初の予定でございます。

【岩切委員】

今現在で、これだとどのくらい減っているかというのを教えていただけますでしょうか。

【大塚健康給食推進室担当課長】

小学校は170回でございます。特別支援学校も170回、中学校の1・2年生につきましては155回、3年生につきましては145回の予定でございます。

【岩切委員】

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはよろしいですか。

それでは、報告事項No.4について承認してよろしいでしょうか。

【各委員会】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No.4は承認いたします。

報告事項 No.5 公益財団法人川崎市生涯学習財団の経営状況について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No.5 公益財団法人川崎市生涯学習財団の経営状況について」の説明を、生涯学習推進課担当課長、お願いいたします。

【宮川生涯学習推進課担当長】

それでは、「報告事項No.5 公益財団法人川崎市生涯学習財団の経営状況について」、御報告申し上げます。はじめに、生涯学習財団の概要について、お手元の冊子「令和2年度 要覧」により御説明をさせていただき、その後に財団の経営状況の説明をさせていただきます。

それでは、「要覧」の1ページをごらんください。「設立の趣旨・経緯」のとおり、川崎市生涯学習財団は、平成2年に設立された「財団法人川崎市生涯学習振興事業団」が前身となり、その後、「財団法人川崎市博物館振興財団」を統合し、平成17年に新財団として「財団法人川崎市生涯学習財団」を設立し、さらに、平成24年4月1日に「公益財団法人」へ移行したところでございます。

2ページにまいりまして、下段の囲みをごらんください。生涯学習財団の「目的」でございますが、定款の第3条にございますとおり、「川崎市における豊かな生涯学習社会の実現を図るため、教育、学術及び文化等に関する各種の事業を行うとともに、市民に自主的な活動及び交流の場を提供し、活力に満ちた市民自治社会の構築に寄与すること」でございます。

次に、7ページをごらんください。事業の概要を御説明いたします。

「Ⅰ 事業の目的」、「Ⅱ 事業の基本的な考え方」に続き、「Ⅲ 公益目的事業」からが、具体的な事業の記載となっております。公益財団法人への移行に伴い、財団が実施する事業は、「公益

目的事業」と「収益事業」の2つに区分されておりますので、はじめに、「Ⅲ 公益目的事業」から御説明いたします。

「1 生涯学習に関する学習機会及び情報の提供並びに活動支援事業」につきましては、本市からの補助金により実施する事業でございます。「(1) 生涯学習に関する学習機会提供事業」といたしまして、「① かわさき市民アカデミー協働事業」、「② 青少年学校外活動事業」として、「ア) 川崎市青少年地域間交流事業」、「イ) キッズセミナー」、8ページにまいりまして、「ウ) 子ども陶芸教室」、そして、「③ 生涯学習プラザ施設提供事業」を行っております。次に、「(2) 生涯学習に関する活動支援事業」でございますが、「① シニア活動支援事業」として、「ア) 生涯学習ボランティア養成・派遣」、「イ) 市民アカデミー地域協働講座」、「ウ) シニア活動講演会」、「② その他支援事業」を実施しております。次に、「(3) 生涯学習に関する情報収集、情報提供及び調査研究事業」につきましては、「① 生涯学習情報の収集並びに学習相談」、「② 生涯学習情報誌による情報提供」として「ステージアップ」という情報誌を発行しており、「③ ICT活用による情報提供」として、ホームページや講座・イベント情報検索システムによる生涯学習情報の提供、メールマガジンの登録・配信等を行い、9ページにまいりまして、「④ その他の情報提供」や「⑤ 生涯学習情報に関する調査・研究」を行っております。

続きまして、「2 生涯学習関連施設管理運営事業」でございますが、「大山街道ふるさと館」と「子ども夢パーク」の指定管理をそれぞれNPO法人と共同で受託しております。

「3 生涯学習活動及び情報に関する運営管理受託事業」でございますが、「(1) 青少年育成事業」として「寺子屋先生養成講座」、そして、「(2) 生涯学習情報提供事業」や「(3) 社会参加共生推進学習事業」、10ページにまいりまして、「(4) 地域学校協働事業」を市からの委託を受けて実施しております。以上が、「公益目的事業」となります。

次に、「収益事業」について御説明いたします。「Ⅳ 収益事業」につきましては、財団が独自に自主財源を確保し、実施する事業でございます。「1 生涯学習に関する多彩な体験講座事業」として、「(1) スポーツ教室」、「(2) 文化教室」、「(3) 陶芸教室」等を実施するとともに、「2 生涯学習関連施設職員研修事業」として、「川崎市放課後子ども総合プラン職員資質向上研修事業」をこども未来局からの委託を受けて実施しております。

事業の概要につきましては、以上でございます。

それでは、報告事項No.5の資料にお戻りいただきまして、川崎市生涯学習財団の経営状況について御説明申し上げます。

1ページをお開き願います。はじめに、「Ⅰ 法人の概要」でございますが、「1 設立年月日」から「7 所管部局」までは、資料記載のとおりでございます。

次に、「Ⅱ 令和2年度の事業計画に関する書類」の「1 事業計画の概要」でございますが、「(1)」から「(5)」までの基本的考え方に基つきまして、ページの下段、「(1) 生涯学習に関する学習機会提供事業」から、ページをおめくりいただき、2ページの「(7)」までの各種事業を行うものでございます。

次に、「2 予算書」でございますが、表の左から1列目の「科目」と2列目の「予算額」の列をごらんください。「Ⅰ 一般正味財産増減の部」の「1 経常増減の部」でございますが、「(1) 経常収益」は、「基本財産運用益」などございまして、その合計はページをおめくりいただき、3ページの上から7行目の「経常収益計」の行にございます、3億1,054万7,000円でございます。その下、「(2) 経常費用」につきましては、「ア 事業費」と、ページの下段の

「イ 管理費」を合わせまして、その合計はページをおめくりいただき、4ページ中段の「経常費用計」の行にございます、3億1,830万7,000円でございます。その下、これらを差引きした「当期経常増減額」は、マイナス776万円となっております、2行下の「一般正味財産期首残高」が1億679万1,000円でございますので、「一般正味財産期末残高」は9,903万1,000円でございます。その下、「Ⅱ 指定正味財産増減の部」の「指定正味財産期末残高」は2億260万円でございますので、2つの期末残高を合わせた「Ⅲ 正味財産期末残高」は3億163万1,000円でございます。

次の「3 予算書内訳表」でございますが、こちらは、ただいま御説明申し上げました「予算書」を会計別に区分し、記載したものでございます。

7ページをお開きください。「Ⅲ 令和元年度の決算に関する書類」の「1 事業の実績報告」では、令和元年度に実施いたしました各事業とその実施状況を記載しております。

ページをおめくりいただき、8ページ中段の「2 貸借対照表」でございますが、表の左から1列目の「科目」と、2列目の「当年度」の列をごらんください。「Ⅰ 資産の部」でございますが、「1 流動資産」と「2 固定資産」の合計は、ページをおめくりいただき、9ページの上から8行目の「資産合計」の行にございますが、3億2,193万9,930円でございます。その下、「Ⅱ 負債の部」でございますが、「負債合計」は1,579万8,665円、その下、「Ⅲ 正味財産の部」につきましては、「正味財産合計」は3億614万1,265円でございます。また、「負債及び正味財産合計」は、「資産合計」と同額となっております。

次の「3 貸借対照表内訳表」につきましては、ただいまの御説明を会計別に区分し、記載したものでございます。

10ページをお開きください。ページ下段の「4 正味財産増減計算書」でございますが、表の左から1列目の「科目」と2列目の「当年度」の列をごらんください。「Ⅰ 一般正味財産増減の部」の「1 経常増減の部」、ページをおめくりいただき、11ページ一番上の行の「(1) 経常収益」でございますが、こちらは基本財産運用益などございまして、その合計は、ページ中段の「経常収益計」の行にございます、3億123万954円でございます。その下「(2) 経常費用」につきましては、「ア 事業費」と、ページをおめくりいただき、12ページにまいりまして「イ 管理費」で構成し、その合計「経常費用計」は、下から9行目にございますが、3億1,148万317円、次の行にございますが、「当期経常増減額」は、1,024万9,363円のマイナスとなっております。次に、「2 経常外増減の部」につきましては、一番下の行、「経常外費用計」の10円でございますので、ページをおめくりいただき、13ページの一番上の行の「当期経常外増減額」は、マイナス10円となっております。2行下の「当期一般正味財産増減額」は、マイナス1,024万9,373円、また、「一般正味財産期首残高」が、1億1,339万638円でございますので、「一般正味財産期末残高」は、1億314万1,265円となっております。「Ⅱ 指定正味財産増減の部」でございますが、表の下から2行目、「指定正味財産期末残高」は2億300万円でございますので、「Ⅲ 正味財産期末残高」につきましては、3億614万1,265円となっております。

次の「5 正味財産増減計算書内訳表」につきましては、ただいまの御説明を会計別に区分し、記載したものでございます。

15ページから19ページまでにかけては、「6 財務諸表に対する注記」と「7 財産目録」を掲載しておりますので、後ほど御参照願います。

「公益財団法人川崎市生涯学習財団の経営状況について」の御説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。
御質問等あればお願いいたします。
岩切委員。

【岩切委員】

先ほどの報告事項とも関連するんですけれども、寺子屋事業のところは77か所が55か所だったということで、こういった受託事業が少し縮小していると思うんですが、そこら辺は数字として、どこにあらわれてくるかというのを、ちょっと簡単に御説明いただけないでしょうか。「寺子屋先生養成講座」を受託しているという記載がございましたので、質問させていただいております。

【宮川生涯学習推進課長】

3ページをごらんください。3ページの上段の、「ク 受託事業収入」というのがございます。その中の「地域学校協働事業収入」という形で、368万8,000円と、こういう形になっているところがございます。

失礼いたしました。その上の「社会参加共生推進学習事業収入」、64万8,000円と、こういう形に予算計上しているところがございます。

【関生涯学習推進課振興係長】

申し訳ございません。ちょっとすぐに読み取れなくて申し訳ありません。訂正いたします。

3ページの「受託事業収入」、こちらであることは間違いありませんが、この中の「青少年育成事業収入」に委託事業として計上されておりまして、その中に「地域の寺子屋事業」の「寺子屋先生養成講座」であるとか、また「地域の寺子屋の開設準備等の支援」、そういった業務が入っております。大変失礼いたしました。

【岩切委員】

そうなりますと、数が減っているんで、前年度から比べると減るのかなと思っているんですが。

【関生涯学習推進課振興係長】

さようでございます。前年度のほうが右側でございますように143万2,000円。ただ、当年度の予算としましては、81万6,000円となっております。

【岩切委員】

分かりました。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

中村委員。

【中村委員】

マイナスのところが結構あるのかなという気がするのですが、もともこの公益財団法人というのは市でつくって、川崎市の生涯学習振興のために、というところですね。

それで、教育委員会は、この結果についてはどういうふうに捉えていらっしゃるのかというのを伺いたしたいと思います。といいますのは、例えば生涯学習関連事業で「子ども夢パーク」とか、いろいろありますけれども、コロナ禍で、子どもの居場所がなくなっているということがとても問題になっておまして、「子ども夢パーク」とか、結構活動を盛んにしてくださっているわけですね。ですから、もっともっと積極的に活用していきたいという感じでいらっしゃるのか。もし、そうだとしたら、市と財団とどういうところをすみ分けていこうと思っているのかとか、戦略というか、方針といいますか、その辺を教えてくださいたいです。

【関生涯学習推進課振興係長】

市と財団とのすみ分けや、協力体制につきましては、財団につきましては、子どもを対象とする事業としては「キッズセミナー」等を行い、夏休み等の期間に子どもたちを集めて様々な、もちろん学習の支援というところで、国語、算数であるとか、図工教室などを実施させていただいているところでございます。

また、その子どもたちを支える人材育成ということで、主にシニアの方が参加してくださっているところでございますが、ボランティアの養成や活動支援であるとか、また御自身の趣味で始めた、例えば陶芸の教室などから、今度は、子どもたちに教えてあげようというような参加者が、ボランティアとして地域に参加するような活動の支援をさせていただいているところでございます。こちらの実際に地域に根づいた事業を行っている生涯学習財団と常に連携を図りながら事業のほうを進めていきたいと考えております。

【中村委員】

今までもとても連携して活動してくださっていて結構だと思うのですが、もっともっと活用していくとか、例えば今、「子ども夢パーク」のことを申し上げましたけれども、「キッズセミナー」、あれも今、子どもはあまり遠くに行けない中で、とても楽しく展開されていて人気だということを知りまして、であれば、もっと予算をつけてたくさんやったほうがいいのではないのかと思ってしまったものですから、どういうふうに連携を深めていかれる予定なのか。深めるといふか、ポジティブなアクションとしては、どういうことをされていく予定でしょうか。

【宮川生涯学習推進課長】

財団の財務状況を見ると、今現在はコロナ禍というのもあって、厳しい状況であることは確かではあります。財団とは引き続き、例えば、使用料の引き上げとか、あるいは夜間利用をどういうふうに増やしていくとか、方向性全般に課題もあります。コストを効率的に削減するとか、年1回は、必ず財団と教育委員会事務局が話し合いを行い、その中で、そういう話し合いも含めて、収支均衡などについて考えておりますので、それぞれについても引き続き検討してまいりたいと考えております。

【小田嶋教育長】

よろしいですか、そういうことで。

ほかにはいかがですか。

よろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 5について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 5は承認いたします。

報告事項 No. 6 令和元年度川崎市一般会計教育費の決算について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 6 令和元年度川崎市一般会計教育費の決算について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

【榎本庶務課長】

それでは、「報告No. 6 令和元年度川崎市一般会計教育費の決算について」につきまして、御報告いたします。来週9月1日開会の令和2年第5回市議会定例会に提出をいたします「令和元年度一般会計歳入歳出決算認定について」から、教育費決算の主な内容につきまして、御説明いたしますので、資料をごらんください。

はじめに、「1 一般会計決算」でございますが、歳入歳出とも、予算現額は8, 184億308万1, 210円、歳入の収入済額は7, 397億6, 325万3, 534円、歳出の支出済額は7, 367億448万466円、翌年度に繰り越す事業の財源は28億7, 563万1, 939円で、収入済額から支出済額と繰越財源を差し引いた実質収支は1億8, 314万1, 129円の黒字となっております。

次に、「2 教育費決算」でございますが、令和元年度の教育費決算は、予算現額は1, 358億2, 598万6, 000円、支出済額は1, 082億2, 945万8, 491円、翌年度繰越額は205億5, 490万8, 550円、不用額は70億4, 161万8, 959円となっております。また、グラフにおいて、過去5年間の決算の推移を表してございます。

次に、「3 教育費の主要施策の成果」でございますが、はじめに「教職員の働き方改革」といたしまして、教職員事務支援員の配置を小・中学校28校に拡充、部活動指導員の配置を中学校7校に拡充、留守番電話を小学校及び特別支援学校117校に設置、学校への法的なアドバイスを専門に担当する非常勤職員を配置をしたところでございます。次に、「学校ふるさと応援寄附金事業」では、学校を指定して寄附することができる「学校ふるさと応援寄附金」を新設し、小・中・高等学校21校で御寄附を頂き、学校独自の取組などを推進したところでございます。次のページをごらんください。「読書のまち・かわさき事業」では、学校図書館の充実に向けて、

小学校の学校図書館への学校司書の配置を35校に拡充したところでございます。次に、「学校運営協議会制度推進事業」では、学校運営協議会、コミュニティ・スクールの設置校を15校に拡充し、学校・家庭・地域社会が一体となった学校運営の取組を推進したところでございます。次に、「外国語指導助手配置事業」では、新学習指導要領に対応するため、ALTの配置を101人に拡充したところでございます。次に、「学校施設有効活用事業」では、地域の活動拠点として学校施設のさらなる有効活用を推進する取組を進め、市民の生涯学習環境の整備を推進したところでございます。次に、「地域の寺子屋事業」では、地域ぐるみで子どもの学習や体験活動をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進めるため、地域の寺子屋を市内55か所に拡充して開講したところでございます。次に、「宮前市民館・図書館整備事業」では、鷲沼駅前地区再開発事業に伴う市民館・図書館の移転に向けて、市民意見等を取り入れながら、基本計画の策定に向けた取組を進めたところでございます。次に、「義務教育施設整備事業」では、学校トイレの快適化実施校を30校に拡充し、安全で快適な施設整備を計画的に進めたほか、児童生徒の増加に対応するため、木月小学校増築の基本設計等を行ったところでございます。

次に、「4 教育費決算の一覧」におきましては、教育費の項別の決算額を一覧にまとめてございますので、後ほど御参照いただければと存じます。

なお、参考として、教育費に関係する歳入歳出決算の詳細につきましては、別添の「参考資料1 令和元年度川崎市一般会計歳入歳出決算事項別明細書（歳入及び教育費抜粋版）」及び別添の「参考資料2 令和元年度主要施策の成果説明書（教育費抜粋版）」にそれぞれ記載してございますので、後ほど御参照いただければと存じます。これらの資料につきましては、地方自治法第233条の規定に基づき、決算について議会の認定に付するにあたり、提出する書類となっております。また、市全体の決算の概要につきましては、別添の「参考資料3 令和元年度一般会計・特別会計決算見込の概要について」を添付してございますので、後ほど御参照いただければと存じます。

報告事項No.6についての説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますか。

石井委員、お願いします。

【石井委員】

資料の1ページ目なんですけれども、学校への法的なアドバイスを専門に担当する非常勤職員、これは弁護士の先生ですよね。人数は、お一人ですか。

【榎本庶務課長】

はい。お一人いらっしゃいます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょう。

高橋委員、どうぞ。

【高橋委員】

「学校ふるさと応援寄附金事業」について、元年度に500万円を超える寄附が集まったということで、非常によかったなと思うんですけども、コロナのほうで学校で対応するときに、変な話、予算はもう使い道は最初に決まっているお金で、なかなか学校が想定外ですぐ使えるお金というのは、やっぱり今の予算計上ではない中で、こういう「学校ふるさと応援寄附金」というものがあると、基本的に学校が自由に使っていいお金というふうに聞いているので、非常に学校にとって使い勝手がいいというか、非常に心強い応援になるようなものだなと思っていて、ただ、なかなかやはりまだ認知度は低いな、と思っておりまして、あまり過熱するのはよくないと思いますけれど、やっぱり今のシステムではすごく有効になる事業だと思うので、もっと発信をしていていただきたいなというふうに思います。

【榎本庶務課長】

制度のチラシにつきましては、今御意見を頂いたとおり、まだまだ浸透していないという認識を持っておりますので、今後幾つかの、今までよりさらに、周知を図っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

【小田嶋教育長】

補足をお願いします。

【桑原庶務課経理係長】

現場の声なんですけれども、「学校ふるさと応援寄附金」は、新型コロナウイルスの保健衛生用品だとか、あとはたまにあるのは学校の修繕とかというふうな思いもあるんですけども、第一義的には、そういった必要な経費につきましては、当然ながらそれは教育委員会事務局として予算を措置します、というのを、御寄附は本当にありがたい気持ちなんですけれども、当然の経費につきましては、教育委員会事務局として出します。この寄附というのは、あくまで学校を応援するというか、例えば、独立の取組だとか、何かそれについて思いがあれば寄附してくださいというので、現場のほうでは新型コロナウイルスで、それはちょっとやり取りがございまして、一義的にはコロナに係るのは、それは、当然教育委員会事務局としての予算として計上するところとは御承知していただければと思っております。

【小田嶋教育長】

本来の趣旨は趣旨としてあるんですね。

中村委員。

【中村委員】

そうしましたら、実際に何をやったかというのは公表されていくのでしょうか。寄附した人に見れば、こういうことに使われたということが分かると、もっとしようかな、というふうになるような気がするんですけども、その辺の公表について教えていただけないでしょうか。

【桑原庶務課経理係長】

公表は、あくまでも御本人様とのやり取りはありますけれども、必ずやっておりますのが、御寄附を頂いたものをどういうふうに使っていきましょうかというのは、当然、学校側と御本人様との調整が必ずありますので、ただ自分が寄附したのがこういうことに使われたというのは、寄附した方は必ず知っているという、そういった状態です。

【小田嶋教育長】

必ずしも公表するとは限らないんですね。

【桑原庶務課経理係長】

そうですね。一応、御本人様の意思を確認して、寄附の金額とかざっくりとした概要については公表はいたしますけれども、具体的な内容、「消耗品」とかという言い方ではありますけれども、そういった、例えば「ボール」だとか、そこまではしておりません。一定程度の公表はしております。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

【中村委員】

そうすると、寄附した方は分かると思うのですがけれども、寄附しようかなと思っている人には分からないですね。

【桑原庶務課経理係長】

そうですね。詳細までは分からないのは事実です。

【高橋委員】

実際、この制度を私は使いましたので、学校との確かにやり取りも発生して、寄附した学校では、例えば、学校だよりですとか、PTAの広報誌なんかで、名前とかはなくて、こういう寄附があつて、こういうものを買いましたとか、そういうことは周知しています。

私も中村委員が御意見される前に、もっと広げるためにどうやったらいいかなと、いうのを考えて、学校から何か発信できるといいな、とは思ったんですけど、いろんな負担が増えるなどというところを考えると、簡単でかつ発信、寄附したくなるような仕組みというのは、何かちょっとすぐには思いつかないなと思いました。

ただ、多分寄附をもらった学校では、地域とか含めて発信をしているところは多いと思います。ただ、広くはないですね。

【小田嶋教育長】

より広く市民に周知していくのは、まだ課題だということ、先ほど庶務課長からお話があった、より取り組んでいくということですね。

では、よろしいでしょうか。

それでは、報告事項No.6について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No.6は承認いたします。

【小田嶋教育長】

ここで、会議開始から2時間以上経過いたしましたので、ここで10分程度の休憩を取りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、ここで休憩いたします。再開は16時20分いたします。

(16時10分 休憩)

(16時20分 再開)

【小田嶋教育長】

それでは、会議を再開いたします。

10 議事事項Ⅱ

議案第27号 柿生小学校校舎増築その他工事請負契約の締結について

【小田嶋教育長】

続いて、議事事項Ⅱに入ります。

なお、議案第27号から議案第29号は、令和2年第5回市議会定例会に提案する議案に関するものでございます。

それでは、「議案第27号 柿生小学校校舎増築その他工事請負契約の締結について」の説明を、教育環境整備推進室担当課長、お願いします。

【小田部教育環境整備推進室担当課長】

それでは、「議案第27号 柿生小学校校舎増築その他工事請負契約の締結」について、御説明申し上げます。本件につきましては、令和2年第5回市議会定例会に議案として提出するものでございます。

はじめに、議案書をごらんください。工事請負契約の概要でございます。「工事名」は柿生小学校校舎増築その他工事、「工事場所」は川崎市麻生区片平3丁目3番1号、「契約の方法」は一般

競争入札、「契約金額」は、8億6,570万円、「完成期限」は、令和4年2月28日、「契約の相手方」は、株式会社北島工務店でございます。

次のページをごらんください。参考資料の「工事概要」でございます。本工事は、児童の増加に伴う校舎等の狭隘化の解消のため、学校敷地の有効活用に配慮し、特別活動室等の施設が一体となった校舎を増築するものでございます。「(1)の構造・規模」でございますが、鉄筋コンクリート造3階建て、「敷地面積」、「建築面積」、「延べ面積」、「建物の高さ」は、記載のとおりでございます。「(2)の主要室名」につきましては、「議案第27号資料」で御説明いたします。

別紙「議案第27号資料」の表紙を1枚おめくりいただき、2ページ目をごらんください。「目次」になっております。

次に、3ページ目をごらんください。「案内図」でございます。方位は、図面の上が北でございます。図面中央、赤色の部分が工事場所でございます。小田急電鉄小田原線柿生駅から北西側に約150メートル離れた場所に位置しております。主要な道路等でございますが、敷地の北側に上麻生連光寺線、約50メートル東側に世田谷町田線が通っております。

次に、4ページをごらんください。「配置図」でございます。方位は、図面の右が北でございます。黄色の部分が増築する校舎、渡り廊下、灰色の部分が既存の校舎でございます。

次に、5ページをごらんください。増築棟の「1階平面図」でございます。方位は図面右が北でございます。以降の平面図は全て右が北となります。建物中央のピロティを挟んで南北に昇降口がございます。北側に第2職員室、第2理科室、南側に第2音楽室、特別活動室がございます。

次に、6ページをごらんください。「2階平面図」でございます。普通教室が5室、そのほかに多目的教室などがございます。

次に、7ページをごらんください。「3階・屋上階の平面図」でございます。3階は2階と同様の諸室配置でございます。次に、8ページをごらんください。「立面図」でございます。

次に、9ページをごらんください。「断面図」でございます。断面の位置については、図面右側の「キープラン」にお示ししているとおりでございます。

最後に、10ページをごらんください。東側の上空から見た「完成予想図」でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

【小田嶋教育長】

何かご質問等ございますか。

中村委員、どうぞ。

【中村委員】

この増築校舎が建てられる場所というのは、もともと何だったのですか。

【小田部教育環境整備推進室担当課長】

菜園と、あとグラウンドのほうが雨天で使えない、雨天で雨水がたまったときに使えないときのスペースとして活用しておりました。

【中村委員】

その場所がなくなってしまうても大丈夫ということですか。

【小田部教育環境整備推進室担当課長】

その概要の形になりますけど、4ページの配置図をごらんください。増築校舎棟と黄色になっているところの左側のほうに、四角い6つのと、あと縦長の四角とありますが、こちらのほうで菜園と田んぼを、増築校舎の右側のスペースのほうに多目的スペースとして、同じように雨天、雨水がたまったとき、グラウンドが使えないときに生徒が使える場所は設けてございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

ほかにはいかがでしょう。

高橋委員。

【高橋委員】

今ちょうどグーグルマップで、もともとどんなところだったのかな、というのを見させていただいて、菜園だったというところを確認したんですけど、やっぱり敷地図を見ると、校庭がなかなかトラックだけとか、あまり子どもたちが自由に動き回れる場所がちょっと減っちゃうのかなというイメージはあるのですが、屋上については、基本的には何も使わない、ただの屋上という感じになるんですか。

【小田部教育環境整備推進室担当課長】

屋上につきましては図面の7ページになりますが、おっしゃるとおり、基本的には児童の出入り等はできないスペースとなっております。理由といたしましては、南側のほうに住宅が迫っているので、そちらへの日照やプライバシーなどを配慮して、上のほうに出入りがないような形で設計をさせていただいております。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

【高橋委員】

小杉小とかだと、屋上で運動スペースがちょっとあったりして、すごくいいなと思ったので、そういう工夫ができればということだったんですけど、周辺環境にも配慮してということなので、分かりました。

【小田嶋教育長】

ほかにはございますか。

岩切委員。

【岩切委員】

増設される校舎と、それから既存の校舎の間にある渡り廊下について質問です。1階平面図、

5ページ目のところに渡り廊下がありまして、2階平面図6ページのところには、点線の記載があるんですけども、つながっているのは1階だけということになるのでしょうか。

【小田部教育環境整備推進室担当課長】

そのとおり、1階だけがつながっている形となっております。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

ほかにはございますか。

岡田委員。

【岡田教育長職務代理者】

普通教室が5つ、それが2階と3階ですね。ということは、教室が10増えるという意味ですよ。そうすると、教員の数も増えますので、職員室が「第2職員室」と書いてあるんですけども、もともとあるところの職員室と別れて、という形になるんですか。それとも、1つに集まることができるかと考えるのでしょうか。教えてください。

【小田部教育環境整備推進室担当課長】

職員室のほうは、今の段階では大丈夫なんですけど、これだけ教室が増えたときに、やはり今の職員室まで行くのが若干遠いことと、やはり人が増えたときに職員の方がいる場所が欲しいということで、こちらのほうを設けております。

【小田嶋教育長】

増えた教員も、元の職員室には基本的には入る計画でよろしかったでしたか。

【小田部教育環境整備推進室担当課長】

入ることは、恐らく机を小さくするとか、きつきつにすれば可能かとは思いますが、実際それで運用するときには、難しいところが多々出てくると思いますので、第2職員室という形で計画をさせてもらっています。

【小田嶋教育長】

その辺は学校と協議しながら、またいろいろ考えていく部分でもあるのかなというふうに思いますが、そういうことでよろしいですか。

【岡田教育長職務代理者】

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはございますか。

高橋委員。

【高橋委員】

1階に「特別活動室」などありますけれど、何か施設開放みたいなものを考慮したつくりというか、考慮した部分とかはありますか。

【小田部教育環境整備推進室担当課長】

「特別活動室」というところは、まさしく施設開放を想定しているところでございます、5ページの1階平面図をごらんいただきますと、特別に考慮しているところとしては、ピロティは、児童が出たりするところになりますけれども、左下のほうに「開放用玄関」という形で動線を明確に分けるようにいたしております。

【小田嶋教育長】

よろしいでしょうか。

左下の「開放用玄関」から入るということで。

いかがでしょうか。ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、議案第27号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第27号は原案のとおり可決といたします。

議案第28号 新川崎地区小学校建設用地の取得について

【小田嶋教育長】

次に、「議案第28号 新川崎地区小学校建設用地の取得について」の説明を、教育環境整備推進室担当課長お願いします。

【古俣教育環境整備推進室課長】

それでは、「議案第28号 新川崎地区小学校建設用地の取得について」御説明いたします。はじめに、議案書をごらんください。本件につきましては、新川崎地区に新設する小学校の建設用地を取得するものでございまして、令和2年第5回市議会定例会に議案として提案するものでございます。

次に、教育委員会資料の2ページ目をごらんください。「1 取得の目的」でございしますが、人口流入が続いている新川崎地区において、良好な教育環境の維持のため新設する小学校の建設用地を取得するものでございます。

「2 取得金額」でございしますが、80億6,791万2,496円でございます、「3 買入れの相手方」は株式会社ゴールドクレストで、「取得用地」につきましては「4」に記載のとおりで

ございます。

次に「5 取得後のスケジュール」でございますが、今年度中に土地の取得及び基本構想・基本計画の見直しを行い、令和3年度から令和4年度にかけて基本設計・実施設計の見直し、令和5年度から令和6年度にかけて新築工事を実施し、令和7年4月に開校する予定でございます。なお、「6 残地補償の概要」にありますように、今回取得する幸区新小倉545番50のうち、取得予定地を除いた残地については、市の損失補償基準に基づき、その損失額を補償いたします。

最後に資料の3ページをごらんください。関連規定といたしまして「7 川崎市財産条例」と「8 地方自治法」の一部抜粋及び参考として「小学校用地取得予定地位置図」を掲載いたしました。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

質問等がございましたら、お願いします。

【中村委員】

周りもたしか空き地だったような気がするのですが、周りには何ができる予定かということと、この残地は市が持っている状況でしたけれども、そこは何になる予定でしょうか。

【古俣教育環境整備推進室課長】

資料の3ページのほうに地図がございますけれども、小学校用地取得予定地の周りは、今は共同住宅整備計画地になっておりまして、この図では真っ白になってございますが、今は地権者のゴールドクレストのマンションが実は建設されている地でございます、ちょうどこの図で言うと上側のほうに、今、新しく建物が建設中でございます。

それから、左下の残地につきましては、これも引き続きゴールドクレスト社のほうが所有することになりますけれども、現時点で聞いている限りにおきましては、まだ特に何を建設するという計画がはっきり定まっていないというふうに聞いております。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

【中村委員】

周りはマンションがいっぱい建っている中に学校がある、というイメージですか。と言いますのは、残地とかも気になりましたのは、学校の周りというのは、治安とか学校にふさわしい環境ということが第一になってきますので、周りはどうなっているのか、ということをお伺いしたいと思います。

【古俣教育環境整備推進室課長】

今の計画では、周りは共同住宅の計画となっておりますので、共同住宅の建っている中に学

校が設置されるような形となります。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがですか。

石井委員。

【石井委員】

児童数は大体何名ぐらいを見積もっておられるのでしょうか。

【古俣教育環境整備推進室課長】

最大で1, 200人ほどを今想定しているところでございます。

【石井委員】

そうすると、学区もまた変わるわけですね。

【古俣教育環境整備推進室課長】

この学区につきましては、周りの共同住宅の方が来られるような想定でございますので、今最大の数であっても、この学校のほうに学区を変更せず来ていただけるというふうに考えております。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

岡田委員。

【岡田教育長職務代理者】

この予定地に一番近い小学校は、何小学校になりますかね。この地図を見るとすぐ隣がもう横浜市鶴見区になりますよね。鶴見区の中に近隣にも何か小学校があるのでしょうか。分かる範囲で教えてください。

【古俣教育環境整備推進室課長】

ここに一番近い、現在設置されている小学校ですと、ちょっと微妙なんですけれど、小倉小学校と東小倉小学校が一番、ほぼ同じぐらいの距離で、この地に近くなっております。

確かに横浜市との市境に位置しているところでございまして、逆の横浜市少し行ったところで、新鶴見小学校という小学校があるというふうに聞いております。

【石井委員】

もう一点だけいいですか。そうすると、中学校との関係で、中学校もまた増設であるとかということになるのかなと思いますけれども、その辺の関係はどうなっていますか。

【古俣教育環境整備推進室課長】

中学校につきましては、この学区につきましては、今のところ南加瀬中学校の学区を想定しておるんですけども、現時点では中学校の増設とか、別の中学校の学区の設置とかということとは想定しておりませんで、そのまま中学校のほうに、この居住者の方も入っていただけるというふうに考えております。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

ほかにはございませんか。

それでは議案第28号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第28号は原案のとおり可決といたします。

議案第29号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について

【小田嶋教育長】

次に、「議案第29号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

【榎本庶務課長】

それでは、「議案第29号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」、御説明申し上げます。

議案書の表紙を1枚おめくりください。こちらは、「令和2年第5回市議会定例会提出議案に係る教育委員会の意見聴取について」の回答案でございます。今回、市議会定例会に提出する予定の議案のうち、教育に関する事務に係るものは、本日の教育委員会会議の議案第27号でお諮りした「柿生小学校校舎増築その他工事請負契約の締結について」、議案第28号でお諮りした「新川崎地区小学校建設用地の取得について」、報告事項No.6において御説明した「令和元年度川崎市一般会計歳入歳出決算認定」のほか、ただいまから御説明する「令和2年度川崎市一般会計補正予算（その1）」及び「（その2）」となっております。

次に、「議案第29号資料」の表紙を1枚おめくりいただきまして、「資料1」をごらんください。下段の「参考」にございますとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条では、「地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。」と定められております。こちらは、当該規定に基づき、川崎市市長が教育委員会の意見を求めた依頼文書でございます。

もう1枚おめくりいただきまして、「資料2」をごらんください。「令和2年度川崎市一般会計補正予算（その1）について」でございますが、教育費予算の補正額については、1億683万8,000円でございます。

補正の内容といたしましては、「学校保健・安全管理経費」で増額補正を行うもので、全ての市立学校にサーマルカメラを設置するものでございます。

次に、もう1枚おめくりいただきまして、「令和2年度川崎市一般会計補正予算（その2）について」でございますが、教育費予算の補正額については、28億619万1,000円でございます。

補正の内容といたしましては、「1歳入歳出予算補正」でございますが、まず、「かわさき子ども元気プロジェクト事業費」について、6,205万5,000円の増額補正を行うもので、修学旅行が中止となった小学校6年生を対象として、小学校生活最後の思い出づくりのイベントを開催するものでございます。

次に、「児童生徒連絡体制整備等事業費」で2,675万8,000円の増額補正を行うもので、これまで連絡帳により手渡しで行っていた学校と保護者間における欠席連絡等について、ICTを活用するものでございます。

次に、「小学校自然教室運営事業費」について、9,745万9,000円の減額補正を行うもので、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止を決定したことから、実施経費を減額するものでございます。

次に、「GIGAスクール構想推進事業費」について、1億1,010万9,000円の増額補正を行うもので、総合教育センターの研修室の環境整備や指導主事等の1人1台端末を導入するもの、また、学校ホームページの機能を改善するものでございます。

次に、3ページをごらんいただきまして「GIGAスクール構想端末整備事業費」について、15億5,754万円の増額補正を行うもので、児童生徒1人1台のパソコン端末整備に係る経費の一部を、年度内に支出するものでございます。

次に、「スクールバス増車事業費」について、1,276万7,000円の増額補正を行うもので、学校再開にあたって一時的にバスを増車しましたが、首都圏で感染者数が増加している直近の社会状況等に鑑みて、令和2年度末まで期間を延長するものでございます。

次に、「教育文化会館・市民館社会教育振興事業費」について、1,256万8,000円の増額補正を行うもので、新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応した市民講座体制を整備するものでございまして、内容といたしましては、受講者の飛沫感染防止のためのパーティションの設置、パソコンやカメラ等、オンライン講座を配信できる通信環境の整備、市民大学オンライン特別公開講座の実施でございます。

次に、「学校保健・安全管理経費」について、1億2,484万3,000円の増額補正を行うもので、首都圏において感染者数が増加している直近の社会状況等に鑑みて、消毒液等の保健衛生用品を追加購入するものでございます。

次に、1枚おめくりいただきまして4ページでございますが、「義務教育施設整備事業費」について、11億384万8,000円の増額補正を行うもので、国の補正予算の内定に伴い、国の補助金を最大限に活用する観点などから、令和3年度に予定している給食施設の改修工事、空調工事について、前倒して計上するものでございます。

次に、「2歳繰越明許費補正」でございますが、「義務教育施設整備事業」につきまして、事業

の執行が令和3年度となりますことなどから、11億384万8,000円を繰り越すものでございます。

次に、「3 債務負担行為補正」でございますが、「学校ホームページシステム構築・管理事業費」で、期間を令和3年度から令和7年度までとして、限度額を1億6,909万5,000円とするもの。また、「校舎建築事業費(その3)」で、期間を令和3年度から令和4年度までとして、限度額を3億6,883万2,000円とするものでございます。

次に、「4 地方債(教育債)補正」でございますが、「義務教育施設整備事業」で、9億7,200万円の増額補正を行うものでございます。

以上の補正予算につきまして、教育委員会事務局といたしましては、異議はないものと考えております。

恐れ入りますが「議案」にお戻り願います。今回、提出予定の5件の議案につきましては、ただいま御説明いたしました「令和2年度川崎市一般会計補正予算(その1)」及び「令和2年度川崎市一般会計補正予算(その2)」を含めまして、いずれも、意見はないものとして、教育長名により川崎市長宛て回答するものでございます。

議案29号の説明は、以上でございます。よろしく申し上げます。

【小田嶋教育長】

御質問等がございましたら、お願いします。

高橋委員。

【高橋委員】

「資料2」の1ページの、各校にサーマルカメラを1台ずつ、ということなんですけれど、例えば、川崎市はとても大きな中学校なんかは1,600人ぐらいいる中学校とかもあるわけなんですけれども、多分1台では間に合わない学校もあるかなと思うんですけれども、その辺りについての対応というのは、何か検討されていますでしょうか。

【桑原庶務課経理係長】

一応、現場の先生と調整したんですけれども、サーマルカメラを主に昇降口のところに、教室へ向かう動線に設置するということで、そこでの利用を今のところは想定しております。

あとは、各学校の事情に合わせて1台ではございますけれども、最も有効にサーマルカメラを活用できるように運用していきたいというふうに考えております。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

【高橋委員】

多分1台ではうまく使えないという学校さんが出てきたときの対応というか、そういうのも考えておいていただきたいなと思います。昇降口は1つという学校のほうが少ないですし、さっきの柿生小もそうですけれども、門が1個ということも限らないですし、その辺りは多分コロナの関係で収まるまでは学校のほうでもいろんな運用、工夫をされると思うんですけれど、多分限界

がある学校が幾つかあるかなというように思うので、その辺りだけ御対応をお願いしたいと思います。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがですか。
岩切委員、どうぞ。

【岩切委員】

今のサーマルカメラのところを学校側がいろいろと考えて、とおっしゃっていたんですが、これは学校によって導入する物が異なる可能性があるということでしょうか。

【桑原庶務課経理係長】

サーマルカメラの物自体は、全校同じ物を今のところは想定をしているところでございます。

【小田嶋教育長】

どうぞ。

【岩切委員】

もう一つ質問なんですけれども、3ページ目のところにある、例えば「市民館社会教育振興事業費」のところでは、特にサーマルカメラのようなものはないんですけれども、市民の方たちが集うような場所に、何かそういった導入の検討、あるいは対策というものは何か考えていらっしゃることはございますでしょうか。

【榎本庶務課長】

まず、今回の補正予算の中では学校に1台ずつのサーマルカメラというところで一度出させていただきました。今、御指摘のような、例えば教育委員会でおきますと、図書館や博物館等ございますけれども、こちらについての同様の対応につきましては、今後の課題かなとは思っておりますので、まずサーマルカメラについての導入に対しては、運用の仕方には御指摘もあったように、人数が多いところで1台をどういう場所に設置をして、有効に活用できるかについては、まだまだ課題があるかと思っておりますので、学校の運用状況を確認しながら、その他の施設における可能性についても運用の中で把握しながら考えていくところだと思っておりますが、今現在の中では、特に計画等については、ない状況ではございます。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。
よろしいでしょうか。
それでは議案第29号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第29号は原案のとおり可決いたします。

議案第30号 新しい宮前市民館・図書館基本計画について

【小田嶋教育長】

次に、「議案第30号 新しい宮前市民館・図書館基本計画について」の説明を、生涯学習推進課担当課長、お願いいたします。

【宮川生涯学習推進担当課長】

それでは、議案第30号につきまして、御説明をいたします。

本件につきましては、今年5月の教育委員会臨時会におきまして、「新しい宮前市民館・図書館基本計画(案)について」として審議・決定をいただいた後、パブリックコメント手続を実施いたしました。お手元の冊子は基本計画でございまして、御説明につきましては、別とじの「資料1」に基づき、パブリックコメント手続の結果を御報告させていただくものでございます。

それでは、「資料1」の1ページの「新しい宮前市民館・図書館基本計画(案)に関する意見募集の実施結果について」をごらんください。

はじめに、「1 概要」についてでございますが、新しい宮前市民館・図書館が市民の皆様に愛される施設となるよう、令和2年2月に公表した「新しい宮前市民館・図書館に関する基本的な考え方」の内容を充実するとともに、施設整備や事業サービスの考え方、今後の検討の進め方等について新たにまとめた「新しい宮前市民館・図書館基本計画(案)」に関して、このたび市民の皆様から御意見を募集いたしました。

次に、「2 意見募集の概要」のとおり、令和2年5月29日からの32日間で意見募集を実施いたしましたところ、「3 結果の概要」のとおり、949通、1,826件の御意見を頂いたところでございます。

1枚おめくりいただき、2ページをごらんください。次に、「4 御意見の内容と対応」についてでございますが、それぞれの御意見に対する市の考え方の区分結果につきましては、中段の表の【意見の件数と対応区分】の一番下の欄にございますとおり、区分「A」の「御意見を踏まえ、計画に反映させるもの」が1件、区分「B」の「御意見の趣旨が計画に沿ったものであり、御意見の趣旨を踏まえて取組を推進するもの」が3件、区分「C」の「今後の取組を進めていく上で参考とするもの」が17件、区分「D」の「計画に対する質問・要望であり、計画の内容を説明・確認するもの」が1,790件、区分「E」の「その他」が15件でございました。

次に、1枚おめくりいただき、3ページをごらんください。「具体的な意見の内容と本市の考え方【詳細】」でございますが、主なものについて御説明いたします。

はじめに、13ページをお開きください。「(4)施設整備の考え方に関すること(第6章)」でございますが、「15」番のとおり、新しい施設の規模に関するものでございまして、利用者増の見込みや多様なニーズ等を精査し、両施設の共用化、多機能化や民間との共用スペースの効果的

かつ連続的な利用等の工夫をこらすことにより、現施設と同程度の施設規模を基本とした対応方法を、今後の基本・実施設計や管理運営計画の策定の中で検討してまいります。

次に、14ページをお開きください。「18」番のとおり、両施設の融合に関するものでございまして、市民館は社会教育法の、図書館は図書館法の、それぞれ法に基づく事業・サービスは継続することを基本としながら、両館の諸室を同じフロアに連続して配置することや諸室の活動の見える化など市民館と図書館の融合を図ることによって、それぞれの利用者が自然に交じり合い、新たなつながりや気づきが誘発されるよう、今後の事業・サービスの内容などに関する管理運営計画の策定作業と諸室の配置やしつらえなどに関する基本・実施設計において、相互に検討状況を反映させ、ソフトとハードの一体的な検討を進めてまいります。

次に、19ページをお開きください。「28」番のとおり、ホールスペースの検討の方向性に関するものでございまして、現ホールの利用状況等を踏まえ規模の適正化を図り、600人程度と200人程度の2つのホールとすることで利用コマ数が増え、市民に自らの活動の発表の場や鑑賞できる機会をより一層創出する案をベースに設計を進めてまいります。

次に、24ページをお開きください。「47」番のとおり、共同書庫に関するものでございまして、市立図書館全体の状況も踏まえて図書館サービスが向上するよう、また、駅前という立地性やスペースの有効活用等の観点から、閉架書庫のコンパクト化及び市立図書館全体の共同書庫について、新しい施設以外の場所への設置の可能性を、今後、検討を進めてまいります。

次に、27ページ以降の「(5) 事業・サービスの考え方に関すること(第7章)」でございしますが、31ページをお開きください。「72」番のとおり、管理運営手法や司書等の専門性の確保に関するものでございまして、直営や指定管理者制度など、いずれの管理運営方法に関わらず、司書などの専門性を確保しながら、公立の市民館・図書館としての役割を引き続き果たしてまいります。また、多様なニーズに対応しサービス向上を図るために、令和2・3年度に予定しております管理運営計画の策定作業において、市民意見聴取やサウンディング調査等による民間との対話を行っていく中で、幅広く管理運営方法の検討を進めてまいります。

そのほか、「事業・サービスの考え方」につきましては、アウトリーチ、子ども向けサービスや地域資料の充実等の多様なニーズへの対応に関する御意見・御質問等が寄せられたところでございます。

次に、58ページをお開きください。「(7) 基本計画全般に関すること」でございしますが、「135」番のとおり、本計画における施設の分析や市民意見聴取に関するものでございまして、宮前市民館・図書館の移転・整備に向けた取組を進めるにあたりまして、引き続き、社会教育委員会議やその関係部会等における意見交換、管理運営計画を検討していく中で行うワークショップなどで、丁寧な市民意見聴取を行いながら取組を進めてまいります。

次に、60ページをお開きください。「142」番のとおり、感染症対策に関するものでございまして、新たな施設においても感染症等への対策は必要なことから「第8章 今後の進め方と整備スケジュール」に「6 新型コロナウイルス感染症等への対応の検討」を追記したところでございます。

次に、62ページをお開きください。「(8) その他」でございしますが、「147」番のとおり、現市民館・図書館等の施設・用地に関するものでございまして、現宮前市民館・図書館等の施設・用地については、市による保有を基本としながら、宮前区全体の将来のまちづくりや現宮前市民館・図書館周辺エリアの活性化等の観点から課題やニーズを整理し、効率的かつ効果的な活用が

できるよう、検討を進めており、おおむね令和4年度を目途に、活用基本方針を策定してまいります。また、検討段階に応じて適切な方法で市民参加の機会を確保してまいります。

2ページにお戻り願います。「4 御意見の内容と対応」についてでございますが、施設規模等の「第6章 施設整備の考え方」に関することや、民間との対話を含む管理運営手法や事業・サービスの内容等の「第7章 事業・サービスの考え方」に関することなどについて多くの御意見・御質問等が寄せられたところでございます。

昨今の社会情勢やこれらの御意見等を踏まえ、第8章に「6 新型コロナウイルス感染症等への対応の検討」を追記することにより、一部の御意見を反映するとともに、必要な時点修正等、所要の整備を行い、「新しい宮前市民館・図書館基本計画」を策定いたします。

また、変更箇所につきましては、恐れ入りますが、本編35ページをお開きください。上段の下線部のとおり、ホールスペースの検討の方向性に関する記載内容を「2つのホールを設置する②案をベースに設計を進めます。」と事業の進捗に合わせて修正いたしました。次に、44ページをお開きください。下段の下線部のとおり、「6 新型コロナウイルス感染症等への対応の検討」を追記いたしました。

パブリックコメント手続の結果につきましては、以上でございます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

何か御質問等ございますか。

中村委員。

【中村委員】

このパブリックコメントを踏まえまして、まとめられて、議会に出されるということですが、市民にはこの計画というのはもう出ているのですか。パブリックコメントの結果とか。

【宮川生涯学習推進担当課長】

議会と同時に、文教委員会に報告後、ホームページとかで公表しまして、あと所定の場所にパブコメを出した、閲覧に供した場所にその結果を載せてお知らせする、そういう方向になります。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

ほかにはございますか。

岩切委員。

【岩切委員】

今いろいろと御説明いただいた中、ハードウェアというか、箱に関しての情報が多かったんですけども、運用であるとか、ソフトウェア的なところに関しての何か話というのは、どの辺に書かれているのでしょうか。

【宮川生涯学習推進担当課長】

基本計画の本編という形でよろしいですか。

本編につきましては、41ページ以降になります。本編の「第7章 事業・サービスの考え方」という形で、「1 従来の事業・サービスの継続」を基本としつつ、これからの検討方向性という形で記載をさせていただいております。例えば、「2 幅広い利用者層に対応した事業・サービスの推進」という観点で言うと、「検討事項」といたしまして、例えば、開館日の拡大とか、開館時間の延長等、検討事項の例を挙げさせていただいております。

そのほか、次のページの「5 地域の課題解決につながる事業・サービスの充実」というようなところの検討事項を記載させていただく中で、「6」に、こちらの「1」～「5」の事業・サービスを実現するために必要な主な視点とこういうものを提示させていただきながら、今後これらの視点に基づきまして事業・サービスの在り方、あるいは事業・サービスの提供手法の在り方を内容と併せて総合的に検討してまいりたいという形で、今は案から、案を外して提案として出していきたいというように考えています。

また今後、先週の土曜日に管理運営計画のワークショップを行いました。今年度を目途に9回、残り8回ですね、年9回でこの事業・サービスとか、使い方のルールとかというのを区民の皆様とともに意見交換をしながら、考え方を取りまとめていければと考えているところも併せてお知らせいたします。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

ほかにはございますか。よろしいでしょうか。

それでは議案第30号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第30号は原案のとおり可決といたします。

1 1 閉会宣言

【小田嶋教育長】

本日の会議は、これをもちまして終了いたします。

(17時04分 閉会)